資料１

自家用有償旅客運送(福祉有償運送)の更新登録に係る協議　概要

1. 趣 旨

○　道路運送法第 78 条に基づく自家用有償旅客運送（福祉有償運送）について、登録を受けている町内団体の有効期間が満了するが、引き続き事業継続の意思があることから、同法第 79 条の６に基づく有効期間の更新の登録を受けるもの。

○　更新の登録にあたって、福祉有償運送を行うことの必要性等を、江差町地域公共交通活性化協議会において協議を調える必要があるため、以下の登録内容により協議を行う。

2. 更新登録の対象団体

団体名	登録番号	現登録の有効期間
特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい	北函福第 24 号	令和３年３月 14 日 ～　令和５年３月 13 日

※　当初、令和４年度第５回江差町地域公共交通活性化協議会にて協議予定であったが、同協議会までに協議事項が調わなかったことから、本協議会（書面開催）による協議としたもの。

3. 主な登録事項等

<table>
<tr><td>運送の区域</td><td colspan="3">檜山郡江差町</td></tr>
<tr><td>使用車両</td><td colspan="3">【所　有】・セダン等　２台（うち、軽自動車１台）
【持　込】・セダン等　５台（うち、軽自動車５台）　(※1)</td></tr>
<tr><td>旅客の範囲</td><td colspan="3">・身体障害者　・精神障害者　・要介護認定者
・要支援認定者　・基本チェックリスト該当者　・その他障害者</td></tr>
<tr><td rowspan="8">旅客から収受する対価の額</td><td>設定方法</td><td>現　行</td><td>2023 年４月１日から</td></tr>
<tr><td>１．江差町内（2 を除く）</td><td>片道 300 円</td><td>片道 400 円</td></tr>
<tr><td>２．江差町内で大潤以北</td><td>片道 700 円</td><td>片道 800 円</td></tr>
<tr><td>３．乙部町、上ノ国町、厚沢部町（4 を除く）　(※2)</td><td rowspan="2">往復 1,000 円</td><td>片道 1,100 円</td></tr>
<tr><td>４．乙部町、上ノ国町、厚沢部町（市街地より遠方）　(※2)</td><td>片道 1,600 円</td></tr>
<tr><td>５．函館市、七飯町（夏期）</td><td>往復 6,500 円</td><td>往復 7,500 円</td></tr>
<tr><td>６．函館市、七飯町（冬期）</td><td>往復 7,000 円</td><td>往復 8,000 円</td></tr>
<tr><td>７．病院待機料金　(※2)</td><td>なし</td><td>３時間を超えた場合、１時間まで 800 円、以後１時間ごと 800 円</td></tr>
</table>

(※1) 本申請以前までは４台体制であったが、運送体制の充実化等を図る観点から、運転者の増員に併せて、運送車両を増車することで変更協議。

(※2) 事業継続性の観点から、燃料費の高騰等の運送実態に即した料金設定を、2023 年４月１日以降の運送分から適用することで変更協議。

4. 更新登録申請書類

別紙「資料２」のとおり

【申請様式第１号】

自家用有償旅客運送

☐ 登録申請書　　☑ 更新登録申請書

函館　運輸支局長　殿		申請年月日	年　月　日

申請者等	住所	〒　043　－　0056 檜山郡江差町字陣屋町２１番地	フリガナ 担当者氏名	オノデラマコト 小野寺　眞
	フリガナ 名称	トクテイヒエイリカツドウホウジンミナミヒヤマザイタクフクシシエンユイ 特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい	担当者所属	
			TEL／FAX	0139-52-4988／ 0139-52-5324
	フリガナ 代表者名	リジチョウ　オノデラマコト 理事長　小野寺　眞	E-mailアドレス	m.onodera10.19.7@gmail.com

登録年月日	平成31年３月14日	登録番号	北函福　第　24　号	種別	☐ 交通空白地有償運送	☑ 福祉有償運送

登録事項等

路線又は運送の区域	路線	系統名	起点及び終点の地名並びに地番及び主な経過地	キロ程
			起点 終点 （主な経過地）	km
			起点 終点 （主な経過地）	km
		☐ 別紙1のとおり		
	運送の区域	檜山郡江差町		

事務所	名称	特定非営利活動法人 南桧山在宅福祉支援ゆい	位置	檜山郡江差町字陣屋町２１番地

事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種別ごとの数	所有区分	寝台車（軽）		車いす車（軽）		兼用車（軽）		回転シート車（軽）		セダン等（軽）		バス		合計（軽）	
	所有	（　）		（　）		（　）		（　）		2 （1）				2 （1）	
	持込	（　）	※（　）	（　）	※（　）	（　）	※（　）	（　）	※（　）	5 （5）	※（　）		※	5 （5）	※（　）
	軽自動車は、（　）内に内数で記載すること。事業用自動車については、※欄に記入すること。														
	☐ 別紙2のとおり　（事務所が２つ以上の場合）														

運送しようとする旅客の範囲	有償運送の種別	旅客の範囲
	交通空白地有償運送	☐ 地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者
	福祉有償運送 （☐ 複数乗車を行う） （☐ 観光客を含む） （☐ 来訪者を含む）	☑ 身体障害者福祉法第４条に規定する身体障害者
		☑ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第５条に規定する精神障害者
		☐ 障害者の雇用の促進等に関する法律第２条第４号に規定する知的障害者
		☑ 介護保険法第１９条第１項に規定する要介護認定を受けている者
		☑ 介護保険法第１９条第２項に規定する要支援認定を受けている者
		☑ 介護保険施行規則第１４０条の６２の４第２号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者（基本チェックリスト該当者）
		☑ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

路線又は運送区域ごとの対価の額	別紙「旅客から収受する対価一覧」のとおり

事業者協力型自家用有償旅客運送	名称		住所	
	名称		住所	

添付書類

1．定款又は寄付行為及び登記事項証明書並びに役員名簿（市町村が運送主体である場合を除く。）	
（1）定款又は寄附行為	■
（2）登記事項証明書	■
（3）役員名簿（登記事項証明書により確認できる場合は不要）	■
2．路線図（交通空白地有償運送において路線を定めて行う場合）	□
3．欠格事由に該当しない旨を証する書類（市町村が運送主体である場合を除く。）　（様式第１号）	■
4．地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類（様式第２号）	□
ただし、「地域公共交通計画」を策定済みで当該計画に自家用有償旅客運送の実施主体、路線・区域、輸送対象が記載されている場合は以下の書類	
（1）地域公共交通計画の写し	□
（2）地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類（様式第２号）	□
5．自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類	
（1）自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧　（参考様式第イ号）	■
（2）自己保有　・・・自動車検査証、登録後に購入する場合にあっては車両購入契約書又は見積書の写し	■
（3）リース車両・・・自動車検査証及びリース契約書又は見積書の写し	□
（4）持込車両　・・・自動車検査証及び車両使用に係る契約書又は使用承諾書の写し	■
6．運転者等が必要な要件を備えていることを証する書類	
（1）運転者の一覧 兼 運転者就任承諾書（様式第３号）	■
（2）運転免許証の写し（事業者協力型自家用有償旅客運送を除く。）	■
（3）運転者の過去２年間に係る運転記録証明書（第二種運転免許保有者、事業者協力型自家用有償旅客運送を除	■
（4）事業者協力型自家用有償旅客運送にあっては、宣誓書（様式第４号）	□
（5）運転者が第一種運転免許保有者の場合は次の書類（事業者協力型自家用有償旅客運送を除く。）	
①　交通空白地有償運送	
イ）交通空白地有償運送運転者講習修了証の写し	□
ロ）（一社）日本自動車運行管理協会 自家用自動車運転士専門校の運転サービス士科を修了したことを証するものの写し等	
②　福祉有償運送	
イ）福祉有償運送運転者講習修了証の写し	■
ロ）（一社）全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了したことを証するものの写し等	
（6）福祉有償運送において、福祉自動車以外の自動車を使用して運送を行う場合は次の書類	
①　運転者のみで運送を行う場合	
イ）介護福祉士の登録を受けていることを証するものの写し等	■
ロ）セダン等運転者講習修了証の写し	
ハ）（一社）全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了したことを証するものの写し等	
ニ）介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第３条第１項各号に掲げる研修の課程又は　「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成１８年9月２９日厚生労働省告示第５３８号）に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた運転者	
②　運転者以外の乗務員が同乗して運送を行う場合は、当該乗務員に係る次の書類	
イ）乗務員名簿 兼 乗務員就任承諾書（様式第５号）	■
ロ）介護福祉士の登録を受けていることを証するものの写し等	■
ハ）セダン等運転者講習修了証の写し	
ニ）（一社）全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修了したことを証するものの写し等	
ホ）介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第３条第１項各号に掲げる研修の課程又は　「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成１８年9月２９日厚生労働省告示第５３８号）に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた運転者	

7、運行管理の体制等を記載した書類	
(1)運行管理の責任者の就任承諾書（様式第６号）	■
(2)運行管理の体制等を記載した書類（様式第７号）	■
(3)乗車定員１１人以上の自家用有償旅客運送自動車にあっては１両、又は乗車定員１０人以下の自家用有償旅客運送自動車５両以上の運行を管理する事務所における運行管理の責任者にあっては、次の①～⑤いずれかの書類	
① 道路運送法第２３条第１項に規定する運行管理者の資格を有している者	
イ）旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の写し	
ロ）一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の写し	□
ハ）一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の写し	
ニ）特定旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の写し	
② 旅客自動車運送事業運輸規則第４８条の１２に規定する運行管理者の受験資格を有する者	
イ）事業用自動車の運行管理に関する１年以上の実務経験を証する書面（様式第８号）	■
ロ）独立行政法人自動車事故対策機構が行う運行管理者基礎講習を修了したことを証するものの写し等	
③ 道路交通法施行規則第９条の９第１項に規定する安全運転管理者の要件を備える者であって、申請者の安全運転管理者として選任されている者	
安全運転管理者証の写し	□
④ 道路交通法施行規則第９条の９第１項に規定する安全運転管理者の要件を備える者	
イ）２０歳以上であることを証する書面	
住民票の写し、運転免許証の写し等	□
ロ）２年以上の運転管理の実務経験を有することを証する書面	
a）実務経験が２年以上の場合にあっては、運転管理業務経歴証明書（様式第９号）	□
b）実務経験が１年以上２年未満の場合にあっては、a）の書面に加え、運転管理に関する公安委員会の教習を修していることを証する書面	□
c）上記a）、b）に該当しない場合にあっては、自動車の運転の管理に関し公安委員会の認定を受けていることを証する書面	□
ハ）過去２年間に係る運転記録証明書	□
ニ）宣誓書（様式第１０号）	□
⑤ 旅客自動車運送事業運輸規則第４７条の９第３項、第４８条の４第１項、第４８条の５第１項及び第４８条の１２第２	
運行の管理に関する講習の種類等を定める告示に規定する一般講習を修了した者	
イ）１年以上の運転管理の実務経験を有することを証する書面（様式第９号）	□
ロ）一般講習を修了した証明書	□
8．旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類（市町村が運送主体である場合を除く。）	
（1）保険（共済）加入証書の写し	
（2）保険（共済）契約申込書の写し	
（3）保険（共済）契約見積書の写し	■
（4）宣誓書（様式第１１号）	
（5）事業者協力型自家用有償旅客運送にあっては、宣誓書（様式第１２号）	
9．福祉有償運送にあっては、運送しようとする旅客の名簿（市町村が運送主体である場合を除く。）	
（1）旅客の名簿（参考様式第八号）	■
（2）身体状況等、態様ごとの会員数（参考様式第八号）	
10．登録証の原本（更新登録申請の場合に限る。）	■

旅客から収受する対価一覧

2023年3月31日まで

Ⅰ．運送の対価

【適用する区域】

江差町

【対価の設定方法】

＜定額制＞ 走行１回につき

１．江差町内（２を除く）	片道	３００円
２．江差町大澗以北	片道	７００円
３．乙部町、上ノ国町、厚沢部町	片道	１,０００円
４．函館市、七飯町～夏期	往復	６,５００円
５．函館市、七飯町～冬期	往復	７,０００円

Ⅱ．運送の対価以外の対価

なし

旅客から収受する対価一覧

2023年4月1日実施予定

Ⅰ．運送の対価

【適用する区域】

江差町

【対価の設定方法】

＜定額制＞ 走行１回につき

１．江差町内（ただし、２を除く）　片道　４００円

２．江差町内で大澗以北　片道　８００円

３．乙部町、上ノ国町、厚沢部町（ただし、４を除く）
片道　1,１００円

４．乙部町、上ノ国町、厚沢部町の市街地より遠方は
片道　1,６００円

（「市街地より遠方」の地域は、別途、図面で示す）

５．函館市、七飯町～夏期　往復　7,５００円

６．函館市、七飯町～冬期　往復　8,０００円

Ⅱ．運送の対価以外の対価

病院待機料金

３時間超えた場合、１時間まで８００円、以後１時間ごと８００円

旅客から収受する対価・乙部町

2023 年 4 月 1 日実施予定

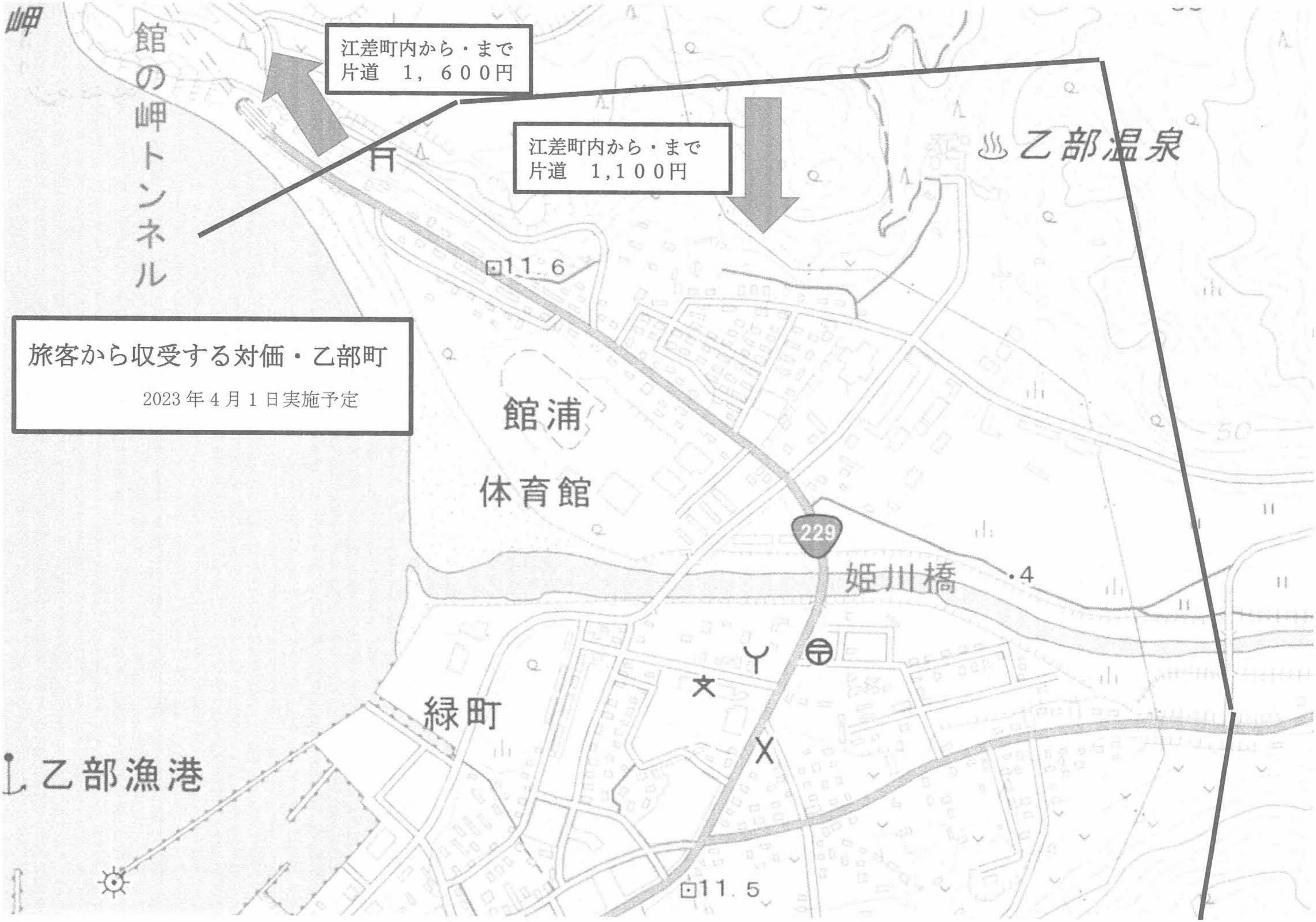

旅客から収受する対価・上ノ国町

2023 年 4 月 1 日実施予定

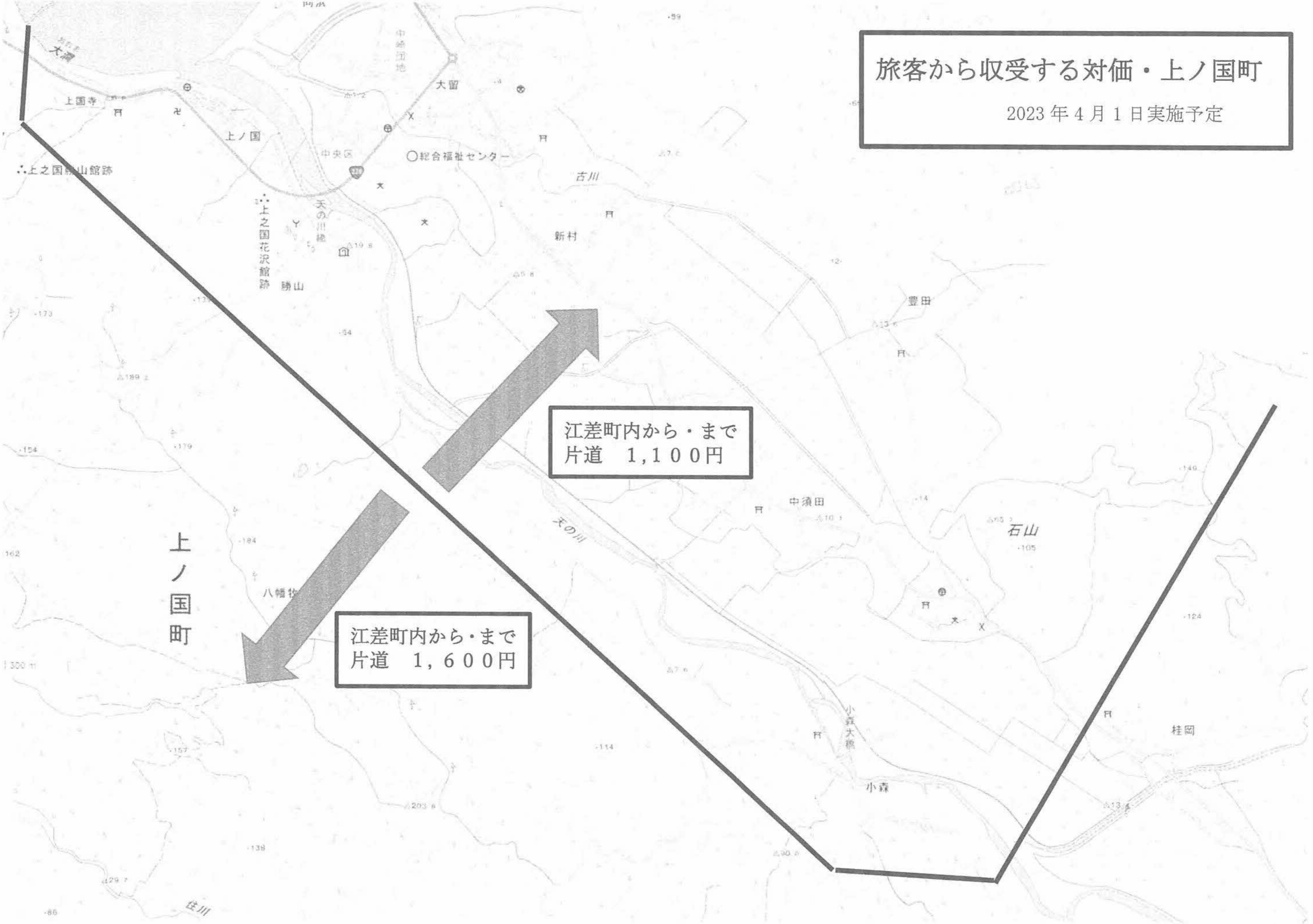

旅客から収受する対価・厚沢部町

2023年4月1日実施予定

特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい
定　　款

第1章　総　　則

第1条（名称）この法人は、特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆいという。
第2条（事務所）この法人は、事務所を檜山郡江差町に置く。

第2章　目的及び事業

第3条（目的）この法人は、福祉事業を推進することをとおして、福祉の向上をはかり、安心してくらせるまちづくりに寄与することを目的とする。
第4条（特定非営利活動の種類）この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動をおこなう。
① 保健・医療又は福祉の増進をはかる活動。　② まちづくりの推進を図る活動。
第5条（事業）この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（1） 特定非営利活動に係る事業
① 高齢者や身障者等の在宅支援活動及び居宅介護事業。
② 保健・福祉施策の学習会の開催及び福祉サービス技術の修得と経験交流事業。
③ 家族介護支援活動など住民の生活支援活動事業。
④ 福祉のネットワークづくりと情報の発信する事業。
⑤ 前各号の付帯する事業。
（2） その他の事業
① 物品の斡旋及び販売事業。　② 役務の提供する事業。

第3章　会　　員

第6条（種別）この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。
(1)正 会 員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
(2)賛助会員　この法人の趣旨に賛同し事業に援助するために入会した個人及び団体
第7条（入会）会員の入会については、特に条件を定めない。
2 会員として入会しようとする個人及び団体は、入会申込書に必要事項を記入し、理事会に申し込まなければならない。
3 入会の承認は、理事会が行う。
第8条（入会金及び会費）会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
第9条（会員の資格の喪失）会員が次の各号の一に該当するにいたったときは、その資格を喪失する。
① 退会したとき。　② 本人が死亡し、又は団体が消滅したとき。
③ 2年以上年会費を滞納したとき。　④ 除名されたとき。
第10条（退会）会員は退会届を理事会に提出することにより、任意に退会できる。
第11条（除名）会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において出席した会員の3分の2以上の議決により、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
① この定款又は規則に違反したとき。
② この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条（拠出金品の不返還）即納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第４章　役員及び職員

第13条（役員）この法人に次の役員を置く。
　① 理　事　４名以上７人以内　② 監　事　１名以上３人以内
２　理事のうち、１人を理事長、若干名を副理事長とする。
第14条（役員の選任）役員は、総会において選任する。選任の方法は、総会の議決を経て別に定める。
２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
第15条（役員の職務）理事長は、この法人を代表し、その職務を総理する。
２　副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
３　理事は業務を執行する。
４　監事は、法第１８条に定める職務を行う。
第16条（任期）役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠のため又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。
３　役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
第17条（報酬等）役員には報酬を支給しない。
２　役員には、費用を弁償することができる。
３　前項に関し必要事項は総会の議決を経て理事長が別に定める。
第18条（職員）この法人に事務局を置く。
２　職員を置く場合は理事長が任免する。
３　事務局の運営及び職員に関する必要事項は、理事会が決定する。

第５章　総　　会

第19条（種別）この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。
第20条（構成）総会は、会員をもって構成する。
第21条（権能）総会は、次の事項について議決する。
　① 定款の変更　② 解散及び合併　③ 事業計画及び収支予算並びにその変更
　④ 事業報告及び収支決算　⑤ 役員の選任及び解任　⑥ 入会金及び会費の額
　⑦ その他運営に関する重要事項
第22条（開催）通常総会は、年１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
　① 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
　② 会員総数の５分の１以上から会議の目的事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
　③ 第１４条４項の規定により、監事から招集があったとき。
第23条（招集）総会は前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があるときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、審議事項を記載した書面をもって、少なくとも７日前までに通知しなければならない。
第24条（議長）総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。
第25条（定足数）総会は、会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

第26条（議決）総会の議事は、この定款に規定されるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
第27条（表決権）やむをえない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。
2　前項の規定により表決した会員は、前２条及び次条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。
第28条（議事録）総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
①　日時及び場所　②　会員総数及び出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）　③　審議事項　④　議事の経過及び議決の結果　⑥　議長の選出及び議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及び議事録署名人２人以上が署名捺印しなければならない。

第６章　理事会

第29条（構成）理事会は、理事をもって構成する。
第30条（権能）理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を決議する。
①　総会に付議する事項　②　総会で議決した事項の執行に関する事項
③　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
第31条（開催）理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
①　理事長が必要と認めたとき
②　理事総数の２分の１以上から会議の目的事項を記載した書面をもって招集の請求があるとき
③　第１４条第４項の規定により、監事から招集の請求があるとき
第32条（招集）理事会は、理事長が招集する。
2　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があるときは、その日から３０日以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。
第33条(議長)理事会の議長は理事の中から選出する。
第34条（議決）理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
第35条(表決権等)理事の表決権は、平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
3　前条の規定により表決した理事は、次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
第36条（議事録）理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
①　日時及び場所　②　理事総数及び出席者数及び出席者名（書面表決者あっては、その旨を付記すること）　③　審議事項　④　議事の経過及び議決の結果
⑤　議長の選出及び議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及び議事録署名人２人以上が署名捺印しなければならない。

第７章　資産及び会計

第37条（資産の構成）この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
① 入会金及び会費 ② 事業に伴う収入 ③ 財産から生じる収入
④ 寄付金品 ⑤ その他の収入
第38条（資産管理）この資産の管理は、理事会の議決に基づいて理事長が別に定める。
第39条（事業計画及び予算）この法人の事業計画及び収支予算は、総会の議決を得なければならない。
第40条（暫定予算）前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは理事長は理事会の議決を経て、予算が成立する日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
第41条（事業年度）この法人の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日とする。

第８章 定款の変更、解散及び合併

第42条（定款の変更）この法人が定款を変更しょうとするときは、総会に出席した会員の４分の３以上の議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。
第43条（解散と合併）この法人は解散するとき及び合併するときは、総会において会員総数の３分の２以上の承諾を得なければならない。解散した時に残存する財産は、法第１１条第３項に掲げるもののうちから総会において出席した会員の過半数の議決をもって選定されたものに譲渡する。

第９章 公告の方法

第44条（公告の方法）この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示して行う。

第10章 雑 則

第45条（細則）この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 水野 浩 副理事長 布施幸一 理事 片石久美子
理事 小西明美 理事 尾山節子 監事 青木敦子
3 この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、成立の日から２００４年5月３１日までとする。
4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第３９条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5 この法人の設立当初の事業年度は、第４１条の規定にかかわらず、成立の日から２００４年3月３１日までとする。
6 この法人の設立当初の会費及び入会金は、第８条の規定にかかわらず入会金３０００円及び会費５００円とする。

この写しは、原本と相違ないことを証明します。
令和４年８月３１日
北海道檜山郡江差町字陣屋町２１番地
特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい
理事長 小野寺 真 印

現在事項全部証明書

北海道檜山郡江差町字陣屋町２１番地
特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい

会社法人等番号	４４００－０５－００２０７６	
名　称	特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい	
主たる事務所	北海道檜山郡江差町字円山３５２番地の１１	
	北海道檜山郡江差町字陣屋町２１番地	令和　３年　２月１４日移転 令和　４年　８月２５日登記
法人成立の年月日	平成１５年９月２２日	
目的等	目的及び業務 　この法人は、福祉事業を推進することをとおして、福祉の向上をはかり、安心してくらせるまちづくりに寄与することを目的とする。 　この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)　特定非営利活動に係る事業 　①　高齢者や身障者等の在宅支援活動及び居宅介護事業。 　②　保健、福祉施策の学習会の開催及び福祉サービスの技術の修得と経験交流事業。 　③　家族介護支援活動など住民の生活支援活動事業。 　④　福祉のネットワークづくりと情報の発信する事業。 　⑤　前各号の付帯する事業。 　保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2)　その他の事業 　①　物品の斡旋及び販売事業。 　②　役務の提供する事業	
役員に関する事項	[redacted] 理事　　　　小　野　寺　眞	令和　４年　６月　１日重任 令和　４年　８月２５日登記

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。
（函館地方法務局管轄）

令和　５年　１月２５日
函館地方法務局江差支局
登記官　　　　畠　山　高　典

整理番号　オ０５５４１４　　＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

（役員変更等の届出用）

役　員　名　簿

2023年1月25日現在

（法人名称）特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい

役名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	おのでら　まこと 小野寺　眞	[redacted]	無報酬
理事	かたいしくみこ 片石久美子	[redacted]	無報酬
理事	こにし　あけみ 小西　明美	[redacted]	無報酬
理事	たかはし　まさと 高橋　正人	[redacted]	無報酬
理事	ふせ　こういち 布施　幸一	[redacted]	無報酬
監事	あおき　あつこ 青木　敦子	[redacted]	無報酬

様式第１号

北海道運輸局　函館　運輸支局長　　殿

宣　　　誓　　　書

当法人における役員の全員が、道路運送法第７９条の４第１項第１号から第４号までのいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

2023年 2月 10 日

住　　所　　檜山郡江差町字陣屋町２１番地
名　　称　　特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい
代表者名　　理事長　小野寺　眞

（施行規則第５１条の３第５号関係）　　参考様式第イ号

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称	特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい

番号	自動車登録番号又は車両番号	乗車定員（人）	所有者名	使用者名	備考
1	函館５８３き４４０５	4	株式会社ホンダファイナンス	小西　省吾	
2	函館５８０さ７９５	4	古岡　誠	古岡　誠	
3	函館５８３う４７６９	4	尾山　節子	尾山　節子	
4	函館５８０た２６８８	4	特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい	特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい	
5	函館５８０す１１７６	4	特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい	特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい	
6	函館５３０す４２７１	5	小野寺　眞	小野寺　眞	
7	函館５８３つ５５００	4	小野寺　眞	小野寺　眞	

COPY

番号 00589

自動車検査証

令和 3年 8月 30日 軽自動車検査協会

車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状		
函館 583 き 4405	平成30年 9月 12日	平成30年 9月	軽自動車	乗用	自家用	ステーションワゴン [003]		
車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		長さ	幅	高さ
JF4－1020916	4人	－kg	950kg	1170kg		339cm	147cm	181cm
車名	型式	原動機の型式	燃料の種類	総排気量又は定格出力	前前軸重	後後軸重	型式指定番号	類別区分番号
ホンダ [296]	DBA－JF4	S07B	ガソリン	0.65L	560kg	390kg	18657	0001

使用者	氏名又は名称	小西 省吾
	住所	[redacted] [53800 0124]
所有者	氏名又は名称	株式会社 ホンダファイナンス [25203]
	住所	東京都武蔵野市中町２丁目４－１５
使用の本拠の位置		使用者住所に同じ

有効期間の満了する日	備考
令和 5年 9月 11日	【函館】 継続検査 令和２年度燃費基準達成車 平成２７年度燃費基準２０％向上達成車 マフラー加速騒音規制適用車＊＊ 平成２８年騒音規制車 騒音カテゴリＭ１Ａ１Ａ ／ 近接排気騒音値７３ｄＢ ／ 測定回転数３，７５０ｒｐｍ＊ （旧基準適用時測定回転数４，０００ｒｐｍ）＊ 令和１２年度エネルギー消費効率（ＷＬＴＣモード燃費値）算定未了 令和２年度エネルギー消費効率（ＷＬＴＣモード燃費値）算定未了＊ 【２９年度税制】 平成３０年９月１２日 新規検査 ２５％減税措置済み＊ 【自動車重量税額】￥５，０００ 本則税率適用＊ 【走行距離計表示値】７５，７００ｋｍ（令和３年８月３０日）＊ 【受検種別】指定整備車 【検査時の点検整備実施状況】点検整備記録簿記載あり＊ 【受検形態】指定整備工場＊＊
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

OCR01－7843

裏面もご覧下さい

番号 00251

自動車検査証

令和 4年 6月 10日　軽自動車検査協会

車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
函館 580 さ 795	平成27年 6月 15日	平成27年 6月	軽自動車	乗用	自家用	ステーションワゴン [003]

車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
JH2－1101437	4人	－kg	880kg	1100kg	339cm	147cm	167cm

車名	型式	原動機の型式	燃料の種類	総排気量又は定格出力	前前軸重	後後軸重	型式指定番号	類別区分番号
ホンダ [296]	DBA－JH2	S07A	ガソリン	0.65L	540kg	340kg	17660	0006

使用者	氏名又は名称	古岡 誠
使用者	住所	[redacted] [53800 0201]
所有者	氏名又は名称	使用者に同じ
所有者	住所	使用者住所に同じ
使用の本拠の位置		使用者住所に同じ

有効期間の満了する日	備考
令和 6年 6月 14日	【函館】 継続検査 令和2年度燃費基準110%達成車 平成27年度燃費基準20%向上達成車 平成10年騒音規制車 近接排気騒音規制値96dB マフラー加速騒音規制適用車＊＊ 令和12年度エネルギー消費効率（WLTCモード燃費値）算定未了 令和2年度エネルギー消費効率（WLTCモード燃費値）算定未了＊ 【27年度税制】 平成27年6月15日 新規検査 75%減税措置済み＊ 【自動車重量税額】¥5,000 本則税率適用＊ 【走行距離計表示値】70,400km（令和4年6月10日）＊ 【旧走行距離計表示値】50,700km（令和2年6月12日）＊ 【受検種別】指定整備車 【検査時の点検整備実施状況】点検整備記録簿記載あり＊ 【受検形態】指定整備工場＊＊
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

裏面もご覧ください

OCR02－8630

COPY

番号 00118

自動車検査証

令和 3年 4月 8日 軽自動車検査協会

車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
函館 583 う 4769	令和 3年 4月 8日	令和 3年 4月	軽自動車	乗用	自家用	ステーションワゴン [003]

車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
JH3-1061432	4人	-kg	850kg	1070kg	339cm	147cm	167cm

車名	型式	原動機の型式	燃料の種類	総排気量又は定格出力	前前軸重	後後軸重	型式指定番号	類別区分番号
ホンダ [296]	6BA-JH3	S07B	ガソリン	0.65L	520kg	330kg	19293	0003

使用者	氏名又は名称	尾山 節子
使用者	住所	[redacted] [53800 0845]
所有者	氏名又は名称	使用者に同じ
所有者	住所	使用者住所に同じ
使用の本拠の位置		使用者住所に同じ

有効期間の満了する日	備考
令和 6年 4月 7日	【函館】 新規検査 令和12年度燃費基準80%達成車 令和2年度燃費基準110%達成車 平成27年度燃費基準20%向上達成車 マフラー加速騒音規制適用車＊＊ 平成28年騒音規制車 騒音カテゴリM1A1A ／ 近接排気騒音値72dB ／ 測定回転数3，750rpm＊ （旧基準適用時測定回転数4，000rpm）＊ 【31年度税制】 令和3年4月8日 新規検査 25%減税措置済み＊ 【自動車重量税額】￥5，600 本則税率適用＊＊
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

裏面もご覧下さい

OCR01-1377

軽自動車検査協会

番号 00105

自動車検査証

令和 4年 11月 18日　軽自動車検査協会

車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
函館 580 た 2688	令和 4年 11月 18日	平成 22年 4月	軽自動車	乗用	自家用	箱型 [001]

車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
MJ23S−126289	4人	−kg	860kg	1080kg	339cm	147cm	166cm

車名	型式	原動機の型式	燃料の種類	総排気量又は定格出力	前前軸重	後後軸重	型式指定番号	類別区分番号
マツダ [301]	DBA−MJ23S	K6A	ガソリン	0.65L	500kg	360kg		

使用者	氏名又は名称	特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい
使用者	住所	北海道檜山郡江差町陣屋町２１ [53800 0124]
所有者	氏名又は名称	使用者に同じ
所有者	住所	使用者住所に同じ
使用の本拠の位置		使用者住所に同じ

有効期間の満了する日
令和 6年 4月 20日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日

備考
【函館】 記載変更 平成１０年騒音規制車 近接排気騒音規制値９６ｄＢ＊＊
【型式・類別】１６１７１−０６０３＊
【走行距離計表示値】８３，２００ｋｍ（令和４年４月２１日）＊
【旧走行距離計表示値】７０，９００ｋｍ（令和２年４月９日）＊
【受検種別】指定整備車 【検査時の点検整備実施状況】点検整備記録簿記載あり＊
【受検形態】指定整備工場＊＊

裏面もご覧ください

OCR11−3505

番号 00129

自動車検査証

令和 3年 8月 10日　軽自動車検査協会

車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	
函館 580 す 1176	令和 3年 8月 10日	平成 28年 8月	軽自動車	乗用	自家用	ステーションワゴン [003]	

車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
JF2－1503945	4人	－kg	1000kg	1220kg	339cm	147cm	180cm

車名	型式	原動機の型式	燃料の種類	総排気量又は定格出力	前前軸重	後後軸重	型式指定番号	類別区分番号
ホンダ [296]	DBA－JF2	S07A	ガソリン	0.65L	590kg	410kg	17076	0058

使用者	氏名又は名称	特定非営利活動法人　南桧山在宅福祉支援ゆい
使用者	住所	北海道檜山郡江差町円山352－11 [53800 0201]
所有者	氏名又は名称	使用者に同じ
所有者	住所	使用者住所に同じ
使用の本拠の位置		使用者住所に同じ

有効期間の満了する日	備考
令和 5年 8月 21日	【函館】 記載変更　令和2年度燃費基準達成車　平成27年度燃費基準10％向上達成車　平成10年騒音規制車　近接排気騒音規制値96dB　マフラー加速騒音規制適用車＊＊ 令和12年度エネルギー消費効率（WLTCモード燃費値）算定未了　令和2年度エネルギー消費効率（WLTCモード燃費値）算定未了＊ 【27年度税制】 平成28年8月22日　新規検査　50％減税措置済み＊ 【走行距離計表示値】214，000km（令和3年8月6日）＊ 【旧走行距離計表示値】134，900km（令和1年8月2日）＊ 【受検種別】指定整備車　【検査時の点検整備実施状況】点検整備記録簿記載あり＊ 【受検形態】指定整備工場＊＊
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

OCR11－5216

裏面もご覧下さい

A

記録年月日	令和　5年　1月　27日

自動車検査証記録事項

121230008201

1.基本情報

自動車登録番号又は車両番号	函館　530　す　4271				
車台番号	GR3－1043879				
登録年月日／交付年月日	令和　5年　1月　27日	初度登録年月	令和　3年　2月	有効期間の満了する日	令和　6年　2月　16日

2.所有者・使用者情報

所有者の氏名又は名称	小野寺　眞
所有者の住所	[redacted] [53800 0845]
使用者の氏名又は名称	＊＊＊
使用者の住所	＊＊＊
使用の本拠の位置	＊＊＊

3.車両詳細情報

車名	ホンダ [296]						
型式	6AA－GR3			原動機の型式	LEB－H5		
自動車の種別	小　型	用途	乗用	自家用・事業用の別	自家用		
車体の形状	ステーションワゴン [003]			乗車定員	5人	最大積載量	－kg
車両重量	1190kg	車両総重量	1465kg	長さ	399cm	幅	169cm
高さ	154cm						
前前軸重	770kg	前後軸重	－kg	後前軸重	－kg	後後軸重	420kg
総排気量又は定格出力	1.49 L						
燃料の種類	ガソリン	型式指定番号	19447	類別区分番号	0012		

4.備考

［函館］，移転登録
［31年度税制］令和3年2月17日　新規登録　免税措置済み
令和12年度燃費基準達成車
令和2年度燃費基準150%達成車
平成27年度燃費基準20%向上達成車
ハイブリッド車
平成28年騒音規制車，騒音カテゴリ　M1A2A
近接排気騒音値　60dB，測定回転数　1，045rpm
（旧基準適用時測定回転数　1，100rpm）
マフラー加速騒音規制適用車
以下余白

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ID	T9462TW8179591

自動車検査証

令和 5年 1月27日　函館運輸支局長　12123000820I

自動車登録番号又は車両番号	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	型式指定番号	類別区分番号
函館 530 す 4271	令和 3年 2月	小型	乗用	自家用	19447	0012

車名	車体の形状
ホンダ	ステーションワゴン

車台番号	燃料の種類	総排気量又は定格出力
GR3-1043879	ガソリン	1.49 kW

型式	原動機の型式	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
6AA-GR3	LEB-H5	770 kg	- kg	- kg	420 kg

乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
5人	- kg	1190 kg	1465 kg	399 cm	169 cm	154 cm

使用者の氏名又は名称
小野寺 廣

備考

ハイブリッド車, 平成28年騒音M1A2A 60dB 1,045rpm (日) 1,100rpm, マフラー加速適用車

T9462TW8179591

5269

裏面もご覧ください。

この裏面には電子部品（ICチップ）を内蔵したICタグがありますので、大切に使用・保管してください。

番号 00216

自動車検査証

令和 3年 7月 12日 軽自動車検査協会

車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
函館 583 つ 5500	平成28年 8月 1日	平成28年 8月	軽自動車	乗用	自家用	ステーションワゴン [003]

車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
JH1－1304799	4人	－kg	830kg	1050kg	339cm	147cm	165cm

車名	型式	原動機の型式	燃料の種類	総排気量又は定格出力	前前軸重	後後軸重	型式指定番号	類別区分番号
ホンダ [296]	DBA－JH1	S07A	ガソリン	0.65L	530kg	300kg	17659	0006

使用者	氏名又は名称	小野寺 眞
	住所	[redacted] [53800 0845]
所有者	氏名又は名称	使用者に同じ
	住所	使用者住所に同じ
使用の本拠の位置		使用者住所に同じ

有効期間の満了する日
令和 5年 7月 31日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日

備考
【函館】 継続検査 令和２年度燃費基準１２０％達成車 平成２７年度燃費基準２０％向上達成車 平成１０年騒音規制車
近接排気騒音規制値９６ｄＢ マフラー加速騒音規制適用車＊＊
令和１２年度エネルギー消費効率（ＷＬＴＣモード燃費値）算定未了 令和２年度エネルギー消費効率（ＷＬＴＣモード燃費値）算定未了＊
【２７年度税制】 平成２８年８月１日 新規検査 免税措置済み＊
令和１年７月１８日 継続検査 免税措置済み＊
【自動車重量税額】￥５，０００ 本則税率適用＊
【走行距離計表示値】９０，９００ｋｍ（令和３年７月１２日）＊
【旧走行距離計表示値】６５，７００ｋｍ（令和１年７月１８日）＊
【受検種別】指定整備車 【検査時の点検整備実施状況】点検整備記録簿記載あり＊
【受検形態】指定整備工場＊＊

OCR02－3235

裏面もご覧下さい

車 両 使 用 承 諾 書

2023 年 2 月 10 日

特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい　様

貴法人が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、下記の車両を使用することを承諾します。

福祉有償運送を実施する間、使用権原および運送に伴う責任は、貴法人が負うことを条件とします。

記

自動車登録番号　函館５８３き４４０５

所有者住所　[redacted]

所有者氏名　小西　省吾

車両使用承諾書

2023年2月10日

特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい　様

貴法人が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、下記の車両を使用することを承諾します。

福祉有償運送を実施する間、使用権原および運送に伴う責任は、貴法人が負うことを条件とします。

記

自動車登録番号　函館５８０さ７９５

所有者住所　[redacted]

所有者氏名　古岡　誠

車　両　使　用　承　諾　書

2023年2月10日

特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい　様

貴法人が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、下記の車両を使用することを承諾します。

福祉有償運送を実施する間、使用権原および運送に伴う責任は、貴法人が負うことを条件とします。

記

自動車登録番号　函館５８３う４７６９

所有者住所　[redacted]

所有者氏名　尾山　節子

車 両 使 用 承 諾 書

2023 年 2 月 10 日

特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい　様

貴法人が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、下記の車両を使用することを承諾します。

福祉有償運送を実施する間、使用権原および運送に伴う責任は、貴法人が負うことを条件とします。

記

自動車登録番号　函館５３０す４２７１

所有者住所　[redacted]

所有者氏名　小野寺　眞

車　両　使　用　承　諾　書

2023年2月10日

特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい　様

貴法人が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、下記の車両を使用することを承諾します。

福祉有償運送を実施する間、使用権原および運送に伴う責任は、貴法人が負うことを条件とします。

記

自動車登録番号　函館５８３つ５５００

所有者住所　[redacted]

所有者氏名　小野寺　眞

様式第３号

運転者の一覧 兼 運転者就任承諾書

特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆいが、申請した自家用有償旅客運送登録申請書に基づき登録を受
場合には、その運転者として就任することを承諾いたします。

	氏名	住所	運転免許の種類等		施行規則51条の16関係資格	
			区分	種類	第１項関係	第３項関係
1	小西　明美	[redacted]	☑普通 ☐大型	☐第２種 ☑第１種	☑認定講習 ☐その他	☐介護福祉士 ☑認定講習 ☑その他
2	古岡　誠	[redacted]	☑普通 ☐大型	☐第２種 ☑第１種	☑認定講習 ☐その他	☐介護福祉士 ☑認定講習 ☐その他
3	尾山　節子	[redacted]	☑普通 ☐大型	☐第２種 ☑第１種	☑認定講習 ☐その他	☐介護福祉士 ☑認定講習 ☑その他
4	小野寺　眞	[redacted]	☑普通 ☐大型	☐第２種 ☑第１種	☑認定講習 ☐その他	☐介護福祉士 ☑認定講習 ☐その他
5	一戸　恵利	[redacted]	☑普通 ☐大型	☐第２種 ☑第１種	☑認定講習 ☐その他	☐介護福祉士 ☑認定講習 ☐その他
6	菅原　一仁	[redacted]	☑普通 ☐大型	☐第２種 ☑第１種	☑認定講習 ☐その他	☐介護福祉士 ☑認定講習 ☐その他
7	土居　百合亜	[redacted]	☑普通 ☐大型	☐第２種 ☑第１種	☑認定講習 ☐その他	☐介護福祉士 ☑認定講習 ☑その他
8			☐普通 ☐大型	☐第２種 ☐第１種	☐認定講習 ☐その他	☐介護福祉士 ☐認定講習 ☐その他
9			☐普通 ☐大型	☐第２種 ☐第１種	☐認定講習 ☐その他	☐介護福祉士 ☐認定講習 ☐その他
10			☐普通 ☐大型	☐第２種 ☐第１種	☐認定講習 ☐その他	☐介護福祉士 ☐認定講習 ☐その他

注１　「運転免許の種類等」欄は、該当事項の☐の中に✔印を記入すること。
注２　「運転免許の種類等」欄の「種類」欄が「第１種」となる場合は、「施行規則51条の16関係資格」欄の「第１項関
次の区分により該当事項の☐の中に✔印を記入すること。

① 交通空白地有償運送
「認定講習」・・・国土交通大臣の認定を受けた者が行う交通空白地有償運送運転者講習を修了している運転者
「その他」・・・（一社）日本自動車運行管理協会 自家用自動車運転士専門校の運転サービス士科を修了し

② 福祉有償運送
「認定講習」・・・国土交通大臣の認定を受けた者が行う福祉有償運送運転者講習を修了している運転者
「その他」・・・（一社）全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修

注３　福祉有償運送において、福祉自動車以外の自動車を使用して運送を行う場合には、「施行規則51条の16関係資格」
「第３項関係」欄に次の区分により該当事項の☐の中に✔印を記入すること。

「介護福祉士」・・・社会福祉士及び介護福祉法第42条第１項の介護福祉士の登録を受けている運転者
「認定講習」・・・・国土交通大臣の認定を受けた者が行うセダン等運転者講習を修了している運転者
「その他」・・・・
①（一社）全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていたケア輸送サービス従事者研修を修
②介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第３条第１項各号に掲げる研修の課程
宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成１８年９月２９日厚
第５３８号）に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた運転者

氏名 小西　明美 [redacted]

住所 [redacted]

交付 令和01年06月11日 40123

2024年(令和06年)07月12日まで有効

中型車は中型車(8t)に限る

第 [redacted] 号

令和00年00月00日

昭和62年09月08日

令和00年00月00日

中型

氏名	古 岡 誠 [redacted]
住所	[redacted]
交付	令和03年05月24日 40214

2024年(令和06年)06月27日まで有効

免許の条件等: 眼鏡等
中型車は中型車（8t）に限る

番号	第 [redacted] 号
二・小・原	昭和40年08月31日
他	昭和42年06月28日
二種	令和00年00月00日

種	―	中型	―	―	―	大自二	―
類	―	原付	―	―	―	―	―

氏名 尾 山 節 子 [redacted]

住所 [redacted]

交付 令和03年 01月 27日 40019

2024年(令和06年)02月26日まで有効

免許の条件等 眼鏡等
中型車は中型車（8 t）に限る

番号 第 [redacted] 号

二・小・原	昭和44年 05月 06日	
他	昭和46年 05月 29日	
二種	令和00年 00月 00日	

氏名 小野寺 眞 [redacted]

住所 [redacted]

交付 令和02年11月11日 40105

2025年(令和07年)11月19日まで有効

免許の条件等 眼鏡等
中型車は中型車（8t）に限る

運転免許証

番号 第[redacted]号

二・小・原 令和00年00月00日
他 昭和57年11月24日
二種 令和00年00月00日

氏名 一戸　恵利 [redacted]

住所 [redacted]

交付 平成30年07月02日　40181

平成35年08月03日まで有効

中型車は中型車（8t）に限る

優良

第 [redacted] 号

平成00年00月00日
平成01年08月09日
平成00年00月00日

中型

運転免許証

北海道函館方面公安委員会

[redacted]

[redacted]

令和02年12月08日 40204

2026年(令和08年)01月08日まで有効

眼鏡等

中型車は中型車(8t)に限る

運転免許証

番号 [redacted]

氏名	土 居　百合亜 [redacted]
住所	[redacted]
交付	令和03年07月20日　40073

2026年(令和08年)07月24日まで有効

運転免許証

免許の条件等	眼鏡等 準中型で運転できる準中型車は準中型車(5t)に限る
番号	第 [redacted] 号

二・小・原	令和00年00月00日	種	ー	ー	準中型	ー	ー	ー	ー
他	平成19年08月10日								
二種	令和00年00月00日	類	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー

北海道函館方面公安委員会

整理番号	2022014089 P011-1

０４３－００６１
北海道桧山郡江差町南が丘7番地67
特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい
小西　明美　様

運転記録証明書

申請者	氏名	小西　明美
	生年月日	[redacted]
	免許証番号	[redacted]

証明事項	行政処分の前歴	0回	累積点数	0点
	年月日	内容		点数
		以下余白		
	備考			

令和５年１月３１日現在の過去３年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。

令和５年１月３１日

自動車安全運転センター
北海道函館方面事務所長

自動車安全運転センター北海道函館方面事務所長印

整理番号	2022014091 P013-1

０４３－００６１
北海道桧山郡江差町南が丘7番地67
特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい
古岡　誠　　様

運転記録証明書

申請者	氏名	古岡　誠
	生年月日	[redacted]
	免許証番号	[redacted]

証明事項	行政処分の前歴	0回	累積点数	0点
	年月日	内容		点数
		以下余白		
	備考			

令和 5 年 1 月 31 日 現在の過去 3 年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。

令和 5 年 1 月 31 日

自動車安全運転センター
北海道函館方面事務所長

整理番号	2022014092 P014-1

０４３－００６１
北海道桧山郡江差町南が丘7番地67
特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい
尾山　節子　　様

運転記録証明書

申請者		
申請者	氏名	尾山　節子
	生年月日	[redacted]
	免許証番号	[redacted]

証明事項				
行政処分の前歴	0回	累積点数	0点	
年月日	内容			点数
	以下余白			
備考				

令和 5 年 1 月 31 日 現在の過去 3 年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。

令和 5 年 1 月 31 日

自動車安全運転センター
北海道函館方面事務所長

自動車安全運転センター北海道函館方面事務所長印

	整理番号　2022014088 P010-1

０４３－００６１
北海道桧山郡江差町南が丘7番地67
特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい
小野寺　眞　様

運転記録証明書

申請者		
	氏名	小野寺　眞
	生年月日	[redacted]
	免許証番号	[redacted]

証明事項				
	行政処分の前歴	０回	累積点数	０点
	年月日	内容		点数
		以下余白		
	備考			

令和５年１月31日現在の過去３年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。

令和５年１月31日

自動車安全運転センター
北海道函館方面事務所長

整理番号	2022014090 P012-1

043－0061
北海道桧山郡江差町南が丘7番地67
特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい
一戸　惠利　　様

運転記録証明書

申請者	氏名	一戸　惠利
	生年月日	[redacted]
	免許証番号	[redacted]

証明事項				
行政処分の前歴	0回	累積点数	0点	
年月日	内容			点数
令和4年9月11日	○指定場所一時不停止等			2点
	以下余白			
備考	○印の違反は、２年以上無事故・無違反者に対する特例により点数計算はされません。			

令和 5 年 1 月 31 日 現在の過去 3 年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。

令和 5 年 1 月 31 日

自動車安全運転センター
北海道函館方面事務所長

自動車安全運転センター北海道函館方面事務所長印

整理番号	2022014093 P015-1

０４３－００６１
北海道桧山郡江差町南が丘7番地67
特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい
菅原　一仁　　様

運転記録証明書

申請者	氏　　　名	菅原　一仁
	生年月日	[redacted]
	免許証番号	[redacted]

証明事項	行政処分の前歴	0回	累積点数	0点

年　月　日	内　　容	点数
	以下余白	

備　考	

令和 5 年 1 月 31 日 現在の過去 3 年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。

令和 5 年 1 月 31 日

自動車安全運転センター
北海道函館方面事務所長

整理番号	2022014094 P016-1

０４３－００６１
北海道桧山郡江差町南が丘7番地67
特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい
土居　百合亜　　様

運転記録証明書

申請者		
	氏　　名	土居　百合亜
	生年月日	[redacted]
	免許証番号	[redacted]

証明事項				
	行政処分の前歴	0回	累積点数	0点
	年　月　日	内　　容		点数
		以下余白		
備　考				

令和５　年１　月　31 日　現在の過去　３ 年間の記録は、上記のとおりであることを証明します。

令和　５　年　１　月　31 日

自動車安全運転センター
北海道函館方面事務所長

自動車安全運転センター北海道函館方面事務所長証明印

会1の人

第 19-F-0022 号

修　了　証

修了者名　小 西　明 美

生年月日　[redacted]

道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）

第 51 条の 16 第 1 項第 1 号に掲げる講習の

福祉有償運送運転者講習

を修了したことを証明する。

2019 年 03 月 06 日

講習の名称　　移動サービス運転者講習

講習実施者名　特定非営利活動法人

救命のリレー普及会

理事長　田 中

会1の大

第19-S-0022号

修　了　証

修了者名　小西　明美

生年月日　[redacted]

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）

第51条の16第1項第1号に掲げる講習の

セダン等運転者講習

を修了したことを証明する。

2019年03月06日

講習の名称　　移動サービス運転者講習

講習実施者名　特定非営利活動法人

救命のリレー普及会

理事長　田　中　正博

会１の人

第 19-F-0026 号

修　了　証

修了者名　吉　岡　　誠

生年月日　[redacted]

道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）

第 51 条の 16 第 1 項第 1 号に掲げる講習の

福祉有償運送運転者講習

を修了したことを証明する。

2019 年 03 月 06 日

講習の名称　　移動サービス運転者講習

講習実施者名　特定非営利活動法人

救命のリレー普及会

理事長　田　中　[illegible]

NPO法人 救命のリレー普及会

第 19-S-0026 号

修　了　証

修了者名　古　岡　　誠

生年月日　[redacted]

道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）

第 51 条の 16 第 3 項第 2 号に掲げる講習の

セダン等運転者講習

を修了したことを証明する。

2019 年 03 月 06 日

講習の名称　　移動サービス運転者講習

講習実施者名　特定非営利活動法人

救命のリレー普及会

理事長　田　中

第 19-F-0027 号

修　　了　　証

修了者名　尾山　節子
生年月日　[redacted]

道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）
第 51 条の 16 第 1 項第 1 号に掲げる講習の

福祉有償運送運転者講習

を修了したことを証明する。

2019 年 03 月 06 日

講習の名称　移動サービス運転者講習
講習実施者名　特定非営利活動法人
救命のリレー普及会

理事長 田 中

第 19-S-0027 号

修　了　証

修了者名　尾山　節子

生年月日　[redacted]

道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）

第 51 条の 16 第 1 項第 1 号に掲げる講習の

セダン等運転者講習

を修了したことを証明する。

2019 年 03 月 06 日

講習の名称　　移動サービス運転者講習

講習実施者名　特定非営利活動法人

救命のリレー普及会

理事長 田 中

会1の写

第 19-F-0024 号

修　了　証

修了者名　小 野 寺　真

生年月日　[redacted]

道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）

第 51 条の 16 第 1 項第 1 号に掲げる講習の

福祉有償運送運転者講習

を修了したことを証明する。

2019 年 03 月 06 日

講習の名称　　移動サービス運転者講習

講習実施者名　特定非営利活動法人

救命のリレー普及会

理事長 田 中　[stamp: NPO法人 救命のリレー普及会]

会1の六

第19-S-0024号

修　了　証

修了者名　小　野　寺　　真

生年月日　[redacted]

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）

第51条の16第3項第2号に掲げる講習の

セダン等運転者講習

を修了したことを証明する。

2019年03月06日

講習の名称　　移動サービス運転者講習

講習実施者名　特定非営利活動法人

救命のリレー普及会

理事長　田　中

第19-F-0023号

修　了　証

修了者名　一戸　恵利
生年月日　[redacted]

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）
第51条の16第1項第1号に掲げる講習の

福祉有償運送運転者講習

を修了したことを証明する。

2019年03月06日

講習の名称　移動サービス運転者講習
講習実施者名　特定非営利活動法人
救命のリレー普及会

理事長　田中正博

第19-S-0023号

修　了　証

修了者名　一戸　恵利
生年月日　[redacted]

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）
第51条の16第3項第2号に掲げる講習の

セダン等運転者講習

を修了したことを証明する。

2019年03月06日

講習の名称　移動サービス運転者講習
講習実施者名　特定非営利活動法人
救命のリレー普及会

理事長　田中

第　10060　号

修了証明書

氏名　菅原　一仁

[redacted]

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の16第1項第1号に掲げる講習を修了したことを証明する。

講習の種類と名称：福祉有償運送運転者講習

令和4年11月9日

社会福祉法人　上磯はまなす

理事長　新山　正儀

第　10061　号

修了証明書

氏名　菅原　一仁

[redacted]

道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号）第51条の16第3項第2号に掲げる講習を修了したことを証明する。

講習の種類及び名称：セダン等運転者講習

令和4年11月9日

社会福祉法人　上磯はまなす

理事長　新山　正儀

第　10062　号

修了証明書

氏名　土居　百合亜

[redacted]

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の16第1項第1号に掲げる講習を修了したことを証明する。

講習の種類と名称：福祉有償運送運転者講習

令和4年11月9日

社会福祉法人　上磯はまなす

理事長　　新山　正儀

第　10063　号

修了証明書

氏名　土居　百合亜

[redacted]

道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号）第51条の16第3項第2号に掲げる講習を修了したことを証明する。

講習の種類及び名称：セダン等運転者講習

令和4年11月9日

社会福祉法人　上磯はまなす

理事長　　新山　正儀

修了証明書（携帯用）

第21913号

氏　名 小　西　明　美

生年月日 [redacted]

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第２条の２第１項第２号に掲げる研修の２級課程　を修了したことを証明する。

平成12年9月17日

学校法人 西野学園

理事長　前鼻時彦

第 1385 号

修了証明書（携帯用）

氏名 尾山 節子

[redacted]

「指定居宅介護及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成15年3月24日厚生労働省告示第110号）に規定する研修の全身性障がい者移動介護従業者養成研修課程を修了したことを証明する。

平成18年2月18日

株式会社 日本福祉介護教育センター

代表取締役 佐波 弘毅

江差 第 27-4 号

修了証書（携帯用）

氏 名 尾山 節子

[redacted]

あなたは、厚生労働省が定める難病患者等ホームヘルパー養成研修基礎課程Ⅰを修了したことを証します。

平成27年7月23日

北海道知事 高橋 はるみ

第 5257 号

修了証明書

土居　百合亜

[redacted]

介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第３条第1項第2号に掲げる研修の2級課程を修了したことを証明する。

平成24年12月25日

株式会社日本福祉介護教育センター
Japan Welfare Care Educational-Center Co. Ltd

代表取締役　佐渡　弘毅

第 3493 号

修了証書

土居　百合亜

[redacted]

本学院において職業能力開発促進法(昭和44年法律第６４号)の規定による次の職業訓練を修了したことを証します。

職業訓練の種類	普通職業訓練
訓練課程	短期課程
訓練科の名称	ホームヘルパー科
総訓練時間	248時間

平成24年12月25日

北海道立函館高等技術専門学院長　水野　司

様式第６号

運 行 管 理 の 責 任 者 就 任 承 諾 書

下記の者が申請した自家用有償旅客運送登録申請に基づき登録を受けた場合には、その運行管理の責任者として就任することを承諾いたします。

また、乗車定員１１人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員１０人以下の車両を５両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第５１条の１８に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓いたします。

記

申請者名　特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい

2023年　2　月　10　日

住 所　[redacted]

氏 名　高橋　正人

運行管理の体制等を記載した書類

事務所の名称　特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい

1．運行管理・整備管理の体制

（ア）運行管理の責任者の就任予定名簿

No.	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1	高橋　正人	[redacted]	その他		
2					
3					

・乗車定員１１人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員１０人以下の車両を５両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格者証の写し又は施行規則第５１条の１７第２項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
・資格の種類には、法２３条第１項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
・運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
・事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

（イ）整備管理の責任者の就任予定名簿

No.	氏名	住所	協力
1	古岡　　誠	[redacted]	
2			
3			

・事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

（ウ）運行管理・整備管理に係る指揮命令系統

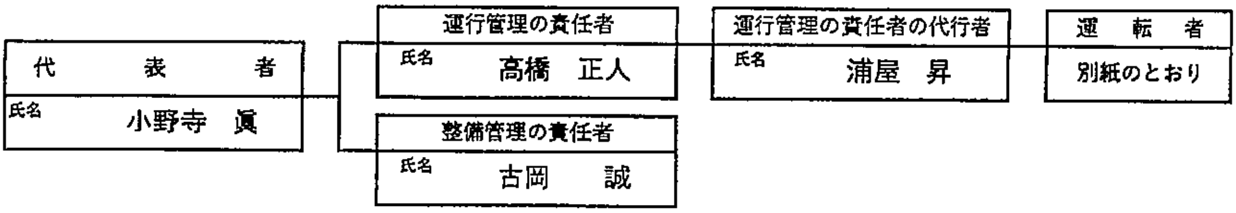

・事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載するものとする。

2．事故処理連絡体制

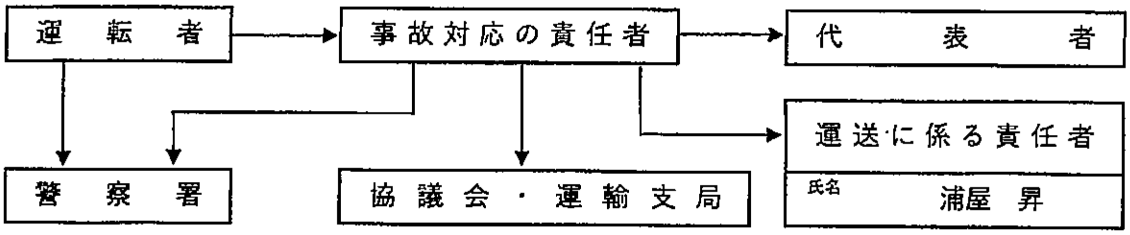

事故対応の責任者：　高橋　正人

3．苦情処理体制

苦情処理の責任者：　小野寺　眞

苦情処理の担当者：　浦屋　昇

函館2019第 0023 号（旅客）

修了証書

高橋 正人　　殿

独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第１号の規定に基づく所定の基礎講習を修了したことを証します

2019年 6月14日

独立行政法人自動車事故対策機構

函館支所長

吉田　清敏

マイカー共済 共済契約証書

当会の自動車総合補償共済事業規約・細則にもとづき
当会と共済契約を締結していることを証明します。

全国労働者共済生活協同組合連合会
（こくみん共済 coop）
理事長　廣田　政已

住所　[redacted]

氏名　小西　省吾　　　様

（001/001）

団体番号　：　9903610
団体名　：　ｷﾖｳｻﾞｲｶｲ ｴｻｼ(ﾋﾔﾏ)

社員番号　：
所属番号　：
事業所番号：
職場番号　：
推進員番号：
組合員番号：　003569010

こくみん共済 coop ＜全労済＞
お客様サービスセンター
お問い合わせは
TEL　0120-00-6031

継続

（230217）202111
1C＊
0000001
0000001－0000001

万一事故にあわれた場合は、マイカー共済事故受付センター
（0120-0889-24）へご連絡をお願いします。

帳票番号　KK77（KK77）　　様式番号　500Q（TANO）

契約番号	941328119
効力開始日（注）	2022 年　11 月　1 日　午前0時
契約者生年月日	[redacted]
共済期間	2022年 11月 1日から2023年 10月31日
等級 事故有係数適用期間	22 等級　事故有係数適用期間　0年（　64% 割引）

（注）掛金支払方法が口座振替の場合、当会が指定する日までに掛金が口座振替されましたら、記載の効力開始日より有効です。

主たる被共済者

☆氏名	小西　省吾
☆生年月日 年齢	[redacted] [redacted]（共済期間開始日時点）
契約者との続柄	契約者本人

被共済自動車

☆車種	軽四輪乗用車	☆AEB装置	＊＊＊
☆車名	NBOX	☆初度登録年月	平成 30年　9月
☆型式	DBA−JF4	☆最大積載量	kg
☆用途	軽	☆総排気量	0.65 L
☆ナンバー表示文字	函館	☆車体の形状	
☆車両登録番号	583 き 4405	型式別クラス	対人・自損 1　人傷・搭傷 1
☆車台番号	JF4-1020916		対物 1　車両 2
型式発売年月	3年超		

被共済自動車を下記の方が運転される場合、補償の対象となります。（○は補償されます　×は補償されません）

運転者の年齢条件	３５歳以上補償	運転者の範囲	なし	子供特約	なし

運転される方の条件

	主たる被共済者、配偶者	主たる被共済者または配偶者の同居の親族 子(子の配偶者含む)	主たる被共済者または配偶者の同居の親族 子以外	主たる被共済者または配偶者の別居の親族 未婚の子	主たる被共済者または配偶者の別居の親族 未婚の子以外	左記太枠の方の業務に従事中の使用人	主たる被共済者の友人、知人
２０歳以下	×	×	×	×	○	×	○
２１歳～２５歳	×	×	×	×	○	×	○
２６歳～３４歳	×	×	×	×	○	×	○
３５歳以上	○	○	○	○	○	○	○

■マイバイク特約の対象となる事故等については、運転者年齢条件特約、子供特約および運転者本人・配偶者限定特約は適用されません。

割引

233568

（再発行）

補償内容について詳しくは「ご契約のしおり」をご参照ください。

作成日2023年 2月17日

補償内容（○は補償されます ×は補償されません）

区分		補償		内容
基本補償	ご自身・同乗者の補償	人身傷害補償（被共済者1名につき）	○	共済金額 5，000万円
		搭乗者傷害特約（被共済者1名につき）	○	共済金額 1，000万円 一般補償型
		自損事故傷害特約（被共済者1名につき）	×	人身傷害補償にて補償
		無共済車傷害（被共済者1名につき）	○	共済金額 無制限
	相手方への賠償	対人賠償（被害者1名につき）	○	共済金額 無制限
		対物賠償（1事故につき）	○	共済金額 無制限 自己負担額 なし 対物超過修理費用も補償
		他車運転危険補償	○	自動付帯
車両損害補償	お車の補償	車両共済金額	○	160 万円 自己負担額 なし
		補償タイプ		一般補償
		車両損害付随諸費用補償		一般補償範囲
		お車の補償に関する特約	×	なし
		マイバイク特約	×	なし

お車の補償の範囲（○は補償されます ×は補償されません）

他車との衝突	火災・爆発・自然災害	盗難	落書き、いたずら等による破損	飛来中・落下中の他物との衝突	車以外の他物との衝突
○	○※	○	○	○	○

※ 自然災害は地震もしくは噴火またはこれらによる津波は補償しません。
地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約を付帯している場合、特約から補償します。

特約

その他特約

※その他特約は、ご契約条件により自動的に付帯される特約となります。

被害者救済費用等補償特約
年齢条件特約の不適用に関する特約
新規運転免許取得者に対する「賠償損害」特約
共済契約の自動継続に関する特約
共済掛金口座振替特約

共済掛金・お支払い方法・口座振替

合計共済掛金	5,010 円	お支払い方法	月払い	口座振替
口座振替日	共済期間開始日の前月から終了日の前月の毎月２８日　金融機関休業日の場合は翌営業日となります。			

マイカー共済ロードサービスのご利用は、事前にフリーダイヤル
０１２０－８８９－３７６
にご連絡いただき、当会が出動を認めた場合に限りご利用いただけます。

安心携帯カード　こくみん共済 マイカー共済

契約者氏名	小西 省吾 様
契約番号	941328119
主たる被共済者氏名	小西 省吾
共済責任期間	2022年11月 1日～2023年10月31日
車名	NBOX
車両登録番号	函館 583き4405

万一事故が起こったときのために、免許証とともにお持ちになってください。

主な補償内容　事故の際のご連絡は裏面をご覧ください

運転者年齢条件	３５歳以上補償
子供特約	なし
運転者限定特約	なし
人傷 ５０００万円	搭傷 １０００万円　自損 人傷にて補償
無共済 無制限	対人 無制限　対物 無制限
車両 一般補償	

マイカー共済ロードサービス あり（０１２０－８８９－３７６）

SOMPO JAPAN 損害保険ジャパン株式会社 宛

お客さま控 自動車保険契約 申込書

証券番号 M074248723 1/2面
明細番号
印刷通番 Q8432626

申込人(保険契約者)

住所 [redacted]

氏名 フルオカ マコト 古岡 誠 様

個人・法人 個人
生年月日 [redacted]
年齢
性別
連絡先TEL
携帯電話
勤務先TEL
内線

申込書の記載内容(明細書を含む)を確認し、1 ～ 5 の項目の「はい」「いいえ」をチェックしてください(明細書には不要です)。
【重要】⚠の項目はご提案にあたり、当社で把握(一部推定を含みます。)いたしました、お客さまの当初のご意向です。
★または☆の項目はご契約に関する重要な事項(告知事項)です。これらの項目に事実と異なる内容を記載した場合や事実を記載しなかった場合は、当社はご契約を解除することがあります。また、☆の項目(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく当社へご連絡ください。ご連絡がない場合は、当社はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。当初のご意向、告知事項など、1～3の内容を踏まえ、4のご契約条件をご案内しています。

保険期間	令和 3年12月 1日 午前 0時から 令和 6年12月 1日 午後4時まで(3年 間)

1 記名被保険者(ご契約の自動車を主に使用される方)・ご契約の自動車の記載内容は正しいですか? ☑はい □いいえ

記名被保険者

☆氏名	申込人と同じ
住所	
☆個人・法人	個人
☆生年月日	[redacted]
☆免許証の色	ブルー　次回免許更新年月 令和 6年 6月（免許証の色がゴールド、グリーン以外の場合はブルーを表示。）（申込人、記名被保険者、最若年運転者の年齢は保険始期時点の内容です。）
最若年運転者	①記名被保険者、②①の配偶者、③①または②の方の同居の親族、④①～③の業務に従事中の使用人のうち、ご契約の自動車を運転する最も若い方　記名被保険者と同じ
個人被保険者	
当初のご意向	⚠運転者限定 限定しない　⚠運転者年齢条件 35歳以上補償

ご契約の自動車

☆車名	N-WGN
☆型式	JH2
☆登録番号	函館 580 さ・795
☆車台番号	JH2-1101437
☆用途車種	自家用軽四輪乗用車
福祉車両	非該当
☆使用目的	日常・レジャー使用
☆使用の本拠地	
☆車両所有者	申込人と同じ　所有者区分
☆初度登録年月	平成 27年 6月
車検満了日	年 月 日
仕様	
☆電気自動車 ハイブリッド自動車	
年間走行距離	
☆AEB	
☆福祉車両	
構内専用車	
☆教習車	
☆レンタカー	
料率クラス	車両 1 対人 1 対物 1 傷害 1
排気量	0.65 L

2 割増・割引などの条件および前年のご契約の内容はご確認いただけましたか? また、追加告知事項をご確認いただけましたか? ☑はい □いいえ

割増・割引・特定・特約等

☆ノンフリート 20等級 事故有期間 0年 (63%割引)

前契約

前契約あり ☆証券番号 770288091 ☆会社名 ゾンロウリイ ☆20等級 ☆事故有期間 0年
保険期間 令和 3年 8月 1日 から 令和 3年11月30日まで
☆事故件数(含未払) 3等級ダウン事故 0件 1等級ダウン事故 0件 等級すえおき事故 0件 左記のうち等級プロテクト事故 0件
※等級・事故件数等は11月 5日現在の内容です。なお、「ノーカウント事故」は件数に含めません。

☆複数所有新規なし

★追加告知事項	過去1年間に保険会社から自動車保険契約の解除または引受けにより解除されたことがありますか? (有)	☆他の現存契約	他の現存契約(ご契約の自動車を同一とする他の自動車保険契約または共済契約)がありますか? (有) 会社名 [ ]

3 保険料払込方法はお客さまのご希望どおりですか? また、団体/集団扱をお選びになった方は、ご加入条件にあてはまりますか? ☑はい □いいえ

払込方法	長期年払
支払方法	口座振替 ネット口振受付サービス
口座振替他契約	当社口座振替契約あり 種目 自動車 証券番号 M074248723（他契約で登録されている口座振替またはクレジットカード情報を利用することに同意される場合に、該当の種目・証券番号を表示します。）
口座振替	口座振替で内容に変更がある場合は、口座振替依頼書をご提出ください。 金融機関 キニユウシナイテ゛ンタ゛イ 支店 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 口座名義人 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 口座番号 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
団体/集団扱	

<03JR21021>

お客さま控

証券番号 M074248723　2/2
明細番号
印刷連番 Q8432525

4 ご契約内容はお客さまのご意向にそっていますか？特に、運転者限定特約・運転者年齢条件の当初のご意向（⚠）からの見直し要否、車両保険の適用対象などの補償内容および付帯される特約についてご確認ください。「ご案内プラン」がご希望にそわない場合は取扱代理店までお問い合わせください。また、他の保険契約がある場合は、重要事項等説明書に記載の「補償が重複する可能性がある特約」について、要否をご確認ください。
（注）車両保険を一般条件でご契約いただいても地震・噴火・津波による損害は補償されません。別途、特約の付帯が必要です。

▶ ☑ はい　☐ いいえ

ご案内プラン			☑
保険種類			THE　クルマの保険
運転者限定特約			本人限定
運転者年齢条件			35歳以上補償
相手への賠償	対人	保険金額１名につき 特　約	無制限
	対物	保険金額１事故につき 自己負担額 特　約	無制限 0万円 全損時修理差額費用
ご自身の補償	人身傷害	保険金額１名につき	契約自動車搭乗中　3,000万円 入通院定額給付金対象外
		特　約 保険金額１名につき	
お車の補償	車両（車両費用）	車両保険金額 自己負担額 特　約	
		代車費用等	
その他特約等			安心更新サポート対象

保険料		
1年度目	30,950 円	令和4年1月26日
2年度目	30,910 円	令和5年1月26日
3年度目	34,500 円	令和6年1月26日
総額保険料	96,360 円	

長期契約車両（費用）保険金額

5 ご契約内容がご意向にそったものであること、および重要事項等説明書の内容についてご確認いただけましたか？　▶ ☑ はい

申込人は、「4の保険種類」に表示した保険のいずれかの普通保険約款と特約および本申込書記載事項を承認し、本申込書に記載および告知した事項は事実に相違ないことかつ契約内容が意向にそったものであることを確認のうえ、上記の保険契約を申し込みます。また、交付された重要事項等説明書に記載の、「クーリングオフ」「個人情報の取扱いに関する事項」などを確認し、申込書記載の申込人以外の者（記名被保険者等）より必要な同意を得たうえ、保険契約に関する個人情報の取扱いに同意します。あわせて、「ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約」「保険料算出に関する特約（運転特性反映型）」付帯の場合は、「サービス利用規約について」に記載の利用規約に同意します。前契約以前の適用等級・保険事故の有無等および事故発生の際に関係する損害保険に関する事項について損害保険会社等の間で確認されることに同意します。

訂正　（印）　（申込日）令和　3年11月　5日

ご署名（法人の場合はご記名とご捺印）代理人によるお手続きの場合は「契約者名＋代理人OOOO」とご記入ください。

この書類は、控につき、
ご署名・ご捺印は不要です。

環境保護のため、保険証券等およびご契約のしおり（約款）は公式ウェブサイトでの閲覧（Web証券・Web約款）をおすすめしています。条件に合致し、Web証券&Web約款を選択された場合は「Web証券割引」が適用されます。

	保険証券等	約款
	公式ウェブサイトで閲覧	公式ウェブサイトで閲覧
レ	書面で送付	公式ウェブサイトで閲覧
	書面で送付	書面で送付

契約手続経緯	契約者との関係	契約者本人	手続場所	代理店事務所
	契約取扱者	鈴木　奈津子	手続方法	対面ナビ

通信欄

契約取扱者が代理店の場合は、保険契約の締結の代理権を有しております。

当社営業店	ミナミホッカイ ハコダテシ	コード	1846	取扱代理店／仲立人 HCドウナン エイシテン	コード K4215-001
団体コード		団体コード名			現追区分

取扱者記入欄

上記の内容について申込人に説明・確認しました。
令和 3年 11月 5日　記名　鈴木　奈津子

☐ 電話による契約手続　㊉ 午後　11時52分

お電話でお申し出いただいた方　　様

「いいえ」の場合チェック　☐ 契約内容訂正　☐ 契約訂正不要
【修正後の契約内容】

代理人手続での場合に記入
受任確認日 令和　年　月　日
契約者との関係

募集人ID 1034506483

このたびは、損保ジャパンの自動車保険にご加入いただきまして、まことにありがとうございました。
◎保険証券または証明証がお手元に届くまで、この控を保管してください。なお、1か月以上経過しましても保険証券または証明証が届かない場合は、お手数でも損保ジャパンまでお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。
◇お問い合わせ窓口：カスタマーセンター
電話番号　0120−888−089
受付時間　平日　午前9時〜午後8時　土日祝日　午前9時〜午後5時　（12月31日〜1月3日は休業）
◎契約締結時に保険料を現金でお支払いの際は、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。
◎同時にお渡ししている「重要事項等説明書」を必ずお読みください。
◎共同保険特約が「あり」の場合は、同時にお渡ししている分担表のお客さま控の内容もご確認ください。
今後とも皆さまのご要望におこたえできますよう、より一層の努力をしてまいりますので、よろしくお引き立てのほどお願い申し上げます。

SOMPO JAPAN THE クルマの保険

自動車保険

保険契約継続証

	M075561569

保険契約者

[redacted]

尾山 節子 様

当社は、ご契約の保険の普通保険約款および特約、その他の記載事項に従い、保険契約を締結(継続)し、その証として保険契約継続証を発行します。

[illegible]

損害保険ジャパン株式会社

[illegible] 西澤敬二

保険証作成地:東京都　保険証作成日:令和 4年 2月 2日

ご契約内容

・保険期間 令和 4年 3月 4日 午後 4時から
　　　　　令和 5年 3月 4日 午後 4時まで　1年間
・契約者区分 ノンフリート

・保険種類 個人用自動車保険 THE クルマの保険
・契約日 令和 4年 2月 2日

ご契約のお車

・車名・仕様 N−WGN Lセンシング
・登録番号 [illegible] 583 う 4769
（車両番号）
・車台番号 JH3−1061432
・型式 JH3
・[illegible] 令和 3年 4月 [illegible] 令和 8年 4月 [illegible]

・用途車種 自家用軽四輪貨用車　排気量0.65L
・使用目的 業務使用
料率クラス ※車両 3 ※対人 1 ※対物 2 ※傷害 2
[illegible]「[illegible]料率クラス制度」の対象です。この場合、[illegible]ごとに毎年決定される上記料率クラスとして、[illegible]

記名被保険者

[illegible] 保険契約者と同一です

[illegible] 昭和28年 1月26日 保険始期時年齢 69歳）
[illegible] 個人 [illegible]

車両所有者

[illegible]−保険契約者と同一です−−

※所有権留保・リースカーの場合は貸主・借主をいいます。

保険料の払込方法

・総額保険料 75,960円
・毎回払込保険料 6,330円

[illegible] 保険料分割払特約・口座振替月払
令和 4年 4月以降 所定の振替日
・振替日は原則26日となります。ただし、一部の金融機関では27日となる場合があります。

運転者の範囲

・限定運転者 記名被保険者様
・運転者年齢条件 35歳以上補償

35歳以上の記名被保険者の方が運転中の事故のみ補償されます。それ以外の方が運転中の事故は補償されません。

割引・割増・新規・等級

・等級 20等級 事故有期間 0年（63%割引）
・適用料率 運転者限定割引（本人） 65歳以上優良割引 新車割引
（割増引） ASV割引

[illegible]	M075561569

取扱代理店

テーオー総合サービス
☎ 0139-52-5911
営業所名／コード
エサシ 00002
社員名／コード
カメダ マサオ 0000007

ご保険証券が必要な場合は、当社までご請求ください。別途保険証券を発行させていただきます。

事故受付

事故サポートセンター
0120−256−110（24時間365日受付）

お問い合わせ

カスタマーセンター 0120−888−089
（平日9−20時・土日祝日9−17時 12月31日〜1月3日は休業）
公式ウェブサイト https://www.sompo-japan.co.jp/contact/
（インターネットから「損保ジャパン問い合わせ」で検索）
※ご契約内容・手続きに関するお問い合わせは左記までご連絡ください。

M075561569

ご契約内容・お支払い補償のご確認をお願いいたします。万が一ご不明な点がございましたら、お手数ですが、お近くでご連絡ください

補償内容・保険金額・自己負担額

相手への賠償	対人賠償	○	自動車事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担した場合	無制限
	対物賠償	○	自動車事故により他人の財物に損害を与えるなどにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合	無制限 自己負担額 なし
	対物全損時修理差額費用	○	対物事故で相手の自動車の修理費が時価額を超え、被保険者がその差額分を負担した場合（所定の金額を限度に補償）	補償されます
ご自身・ご家族の補償	人身傷害	○	ご契約の自動車に搭乗中の自動車事故によって死傷した場合 ※入院生活サポート費用保険金 1名につき 日額15，000円限度に補償	1名につき 3，000万円
	人身傷害入通院定額給付金	○	人身傷害保険の支払対象となる事故で、被保険者が治療を要し、入通院日数が5日以上となった場合	1名につき 10万円
	人身傷害死亡・後遺障害定額給付金	○	人身傷害保険の支払対象となる事故で、被保険者が亡くなられた場合や後遺障害が生じた場合	1名につき 1，000万円
	人身傷害入院時諸費用		人身傷害保険の支払対象となる事故で、被保険者が入院された場合に、所定の期間内の入院時諸費用（家事・介護のヘルパー費用、保育施設預け入れ等費用、ペット預け入れ等費用、退院時諸費用）を補償	補償されません
	無保険車傷害	○	保険を契約していない自動車との事故などで、亡くなられた場合や後遺障害が生じた場合で、相手の方から十分な賠償が受けられない場合の補償（ご自身・ご家族は歩行中などの場合も補償）	無制限
	自損事故傷害	（注）	自損事故（電柱との衝突など）で、ご契約の自動車の保有者、運転者、搭乗者が死傷し、自賠責保険などで保険金が支払われない場合	（注） 人身傷害で補償されます
ご自身の自動車の補償	車両保険	○	補償タイプ 一般条件 補償内容 ご契約の自動車が盗難または衝突・接触・火災・爆発・台風・竜巻・洪水・落書・いたずら・飛び石などの偶然な事故により損害が生じた場合 自己負担額 なし	協定保険価額 160万円
	ロードアシスタンス		ご契約の自動車が事故・故障またはトラブルで走行不能となったことにより発生するレッカー費用および応急処置費用などを補償	補償されます
	代車費用	○	ロードアシスタンス特約の対象となる事故、故障またはトラブルによりレッカーけん引された場合、（法令上の走行不能時に自力で契約自動車を移動し修理工場に入庫した場合を含みます。）または偶然な事故などにより、修理等で自動車を使用できない間のレンタカー費用を補償	支払限度日額 5，000円 （注）支払限度日数 事故30日 故障15日

○「1名につき」とは、お支払いの対象となる方それぞれに対する限度額であることを意味します。○「1事故につき」とは、1回の事故それぞれに対する限度額であることを意味します。
○[illegible]の自己負担額に「1回目」「2回目以降」の記載がある場合は、[illegible]の自己負担額を意味します。

その他の特約等

運転者年齢条件特約　運転者限定特約　運転者範囲変更漏れサポート特約　被害者救済費用特約　対物全損時修理差額費用特約
人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約　無保険車傷害特約　ロードアシスタンス特約　代車等諸費用特約　他車運転特約　安心更新サポート特約
継続うっかり特約

その他のお知らせ

ご契約のしおり（普通保険約款および特約）は添付されませんので、当社公式ウェブサイトのＷｅｂ約款でご確認ください。(https://www.sompo-japan.co.jp/)

SGP 一般自動車保険　保険証券

ご契約日　令和 4年11月17日

保険種類	一般自動車保険　ＳＧＰ
保険期間	令和　４年１１月１９日 午前　０　時から 令和　７年１１月１９日 午後　４　時まで　　３年間
契約者区分	ノンフリート

〒０４３－００５６
檜山郡江差町陣屋町
２１番地

保険契約者
特定非営利活動法人
南桧山在宅福祉支援ゆい
理事長　小野寺　眞　様

A2　11251103146011-000009#　フ
M080461527　　1845-K4215-000(1845)
202211251　000010　01/01

ご契約の自動車	
車名・仕様	ＡＺワゴン
登録番号（車両番号）	函館　５８０　た　２６８８
車台番号	ＭＪ２３Ｓ－１２６２８９
型式	ＭＪ２３Ｓ
用途車種	自家用軽四輪乗用車 排気量０．６５Ｌ
初度登録	平成２２年　４月　使用目的　業務使用
車検満了日	令和　６年　４月２０日

料率クラス　※車両　２　※対人　２　※対物　３　※傷害　１
※料率クラス欄に記載がある自動車は、「型式別料率クラス制度」の対象です。この場合、同一型式の自動車ごとの事故実績が、型式ごとに毎年決定される上記料率クラスとして、それぞれの保険料に反映されます。

総額保険料	１７８，５６０円
各回払込保険料	６，４７０円★
払込方法 払込期日	保険料分割払特約（長期契約）・口座振替月払 令和　４年１２月以降　所定の振替日 ・２年度目以降保険料変更日：翌年以降始期応当月翌月の所定の振替日 ＊振替日は原則２６日です。（一部金融機関では２７日）

★２年度目の各回保険料は　　４，４７０円、
３年度目の各回保険料は　　３，９４０円となります。

ご契約金額［保険金額／自己負担額］

対人賠償		無制限
対物賠償		無制限 自己負担額　なし
人身傷害	入通院定額給付金　なし	１名につき　３，０００万円
無保険車傷害		無制限
自損事故傷害		人身傷害で補償されます
車両		補償されません

その他の主な特約・保険金額
※代車費用※　支払限度　日額：　５，０００円、日数：３０日（故障は１５日）

※「1名につき」とは、お支払い対象者（被害者）それぞれに対する保険金額であることを意味します。
※「1事故につき」とは、事故1回ごとそれぞれに対する保険金額であることを意味します。

記名被保険者
氏名保険契約者と同一です
住所
※車両保険の被保険者は、車両所有者となります。
区分　法人

車両所有者
（所有権留保・リースカーの場合は買主・借主）
氏名保険契約者と同一です

限定運転者	限定されていません
運転者年齢条件など（ドライバー保険年齢区分）	２６歳以上補償

証券作成日：令和 4年11月24日

J　　1845-K4215-000　　(1845)　S

証券番号	Ｍ０８０４６１５２７　　明細番号
代理店・扱者	ＨＣ道南　江差店 ☎０１３９－５２－０５３４
事故時連絡先	事故サポートセンター ※夜間・休日も下記番号にご連絡ください。 ０１２０－２５６－１１０（２４時間３６５日受付）
当社連絡先	【お問い合わせ】　カスタマーセンター　※ ０１２０－８８８－０８９（平日９－２０時・土日祝日９－１７時） ※１２月３１日～１月３日は休業
営業所名	エサシテン　（０１　）
社員名	ヒシタ　ナオキ　（０２１　）

等級	６Ｓ等級　事故有期間　０年　（４％割増）
適用料率（割増引など）	ノンフリート多数割引３％
特約一覧	運転者年齢条件特約　被害者救済費用特約 対物全損時修理差額費用特約 人身傷害入通院定額給付金対象外特約　無保険車傷害特約 ロードアシスタンス特約　代車等諸費用特約 臨時代替自動車特約　安心更新サポート不適用 継続うっかり特約

備考欄
ご契約のしおり（普通保険約款および特約）は添付されませんので、当社公式ウェブサイトのＷｅｂ約款でご確認ください。（https://www.sompo-japan.co.jp/）

証券作成：東京都　添　明細　送付　④代契　写　フ　10頁(A2)

SGP 一般自動車保険　保険証券

ご契約日　令和 4年11月17日

保険種類	一般自動車保険　SGP
保険期間	令和　4年11月19日 午前　0　時から 令和　7年11月19日 午後　4　時まで　　3年間
契約者区分	ノンフリート

〒043−0056
檜山郡江差町陣屋町
21番地

保険契約者
特定非営利活動法人
南檜山在宅福祉支援ゆい
理事長　小野寺　貢　様

A2 11251103146011−000010# フ
M080496462　1845−K4215−000(1845)
202211251 000011 01/01

ご契約の自動車

車名・仕様	NBOX		
登録番号（車両番号）	函館　580　す　1176		
車台番号	JF2−1503945		
型式	JF2		
用途車種	自家用軽四輪乗用車 排気量0．65L		
初度登録	平成28年　8月	使用目的	業務使用
車検満了日	令和　5年　8月21日		

料率クラス　※車両　1　※対人　1　※対物　1　※傷害　1
※料率クラス欄に記載がある自動車は、「型式別料率クラス制度」の対象です。この場合、同一型式の自動車ごとの事故実績が、型式ごとに毎年決定される上記料率クラスとして、それぞれの保険料に反映されます。

総額保険料	250,560円
各回払込保険料	7,810円★
払込方法・払込期日	保険料分割払特約（長期契約）・口座振替月払 令和　4年12月以降　所定の振替日 ・2年度目以降保険料変更日：翌年以降始期応当月翌月の所定の振替日 ＊振替日は原則26日です。（一部金融機関では27日）

★2年度目の各回保険料は　6，700円、
3年度目の各回保険料は　6，370円となります。

ご契約金額［保険金額／自己負担額］

対人賠償		無制限
対物賠償		無制限 自己負担額　なし
人身傷害	入通院定額給付金　なし	1名につき　3，000万円
無保険車傷害		無制限
自損事故傷害		人身傷害で補償されます
車両	一般条件	協定保険価額　80万円
	自己負担額　事故1回目　なし　事故2回目以降　10万円 ※自己負担額は保険年度ごとに車両保険事故の回数を数えます。	
長期契約2年度目以降協定保険価額	2年度目　70万円　3年度目　65万円	

その他の主な特約・保険金額：※代車費用※　支払限度　日額：　5，000円、日数：30日（故障は15日）

※「1名につき」とは、お支払い対象者（被害者）それぞれに対する保険金額であることを意味します。「1事故につき」とは、事故1回ごとそれぞれに対する保険金額であることを意味します。

記名被保険者
氏名 保険契約者と同一です
住所
※車両保険の被保険者は、車両所有者となります。
区分　法人

車両所有者
（所有権留保・リースカーの場合は買主・借主）
氏名 保険契約者と同一です

限定運転者	限定されていません
運転者年齢条件など（ドライバー保険年齢区分）	26歳以上補償

証券作成日：令和 4年11月24日

J　1845−K4215−000　(1845)　S

証券番号	M080496462
代理店・扱者	HC道南　江差店 ☎0139−52−0534
事故時連絡先	事故サポートセンター ※夜間・休日も下記番号にご連絡ください。 0120−256−110（24時間365日受付）
当社連絡先	【お問い合わせ】　カスタマーセンター　※ 0120−888−089（平日9−20時・土日祝日9−17時） ※12月31日〜1月3日は休業
営業所名	エサシテン　(01　)
社員名	ヒシタ　ナオキ　(021　)
等級	7F等級　事故有期間　0年　（30%割引）
適用料率（割増引など）	ノンフリート多数割引3%

特約一覧
運転者年齢条件特約　被害者救済費用特約
対物全損時修理差額費用特約
人身傷害入通院定額給付金対象外特約　無保険車傷害特約
ロードアシスタンス特約　代車等諸費用特約
臨時代替自動車特約
弁護士費用特約（自動車事故限定型）
安心更新サポート不適用　継続うっかり特約

備考欄
ご契約のしおり（普通保険約款および特約）は添付されませんので、当社公式ウェブサイトのWeb約款でご確認ください。（https://www.sompo-japan.co.jp/）

証券作成：本店　添　明細　送付　代契　写　フ　11頁(A2)

損害保険ジャパン株式会社

SOMPO JAPAN

THE クルマの保険

自動車保険

保険契約継続証

証券番号 M065170289

保険契約者

[redacted]

小野寺みどり 様

当社は、ご契約の保険の普通保険約款および特約、その他の記載事項に従い、保険契約を更新(継続)し、その証として保険契約継続証を発行します。

東京都新宿区西新宿1丁目26番1号
損害保険ジャパン株式会社
取締役社長 西澤 敬二

継続証作成地:東京都　　継続証作成日:令和 2年 5月 1日

ご契約の内容

- 保険期間 令和 2年 6月30日 午後 4時から 令和 5年 6月30日 午後 4時まで 3年間
- 契約者区分 ノンフリート
- 保険種類 個人用自動車保険 THE クルマの保険
- 契約日 令和 2年 4月26日

ご契約の自動車

- 車名・仕様 シャトル ハイブリッド センシング
- 登録番号(車両番号) 函館 530 さ 4271
- 車台番号 GP7−1211164
- 型式 GP7
- 初度登録 平成30年 3月 車検満了日 令和 3年 3月21日
- 用途車種 自家用小型乗用車　排気量1.49L
- 使用目的 日常・レジャー使用

料率クラス ※車両 9 ※対人 8 ※対物 7 ※傷害 7

※料率クラス欄に記載がある自動車は、「型式別料率クラス制度」の対象です。この場合、同一型式の自動車ごとの事故実績が、型式ごとに毎年決定される上記料率クラスとして、それぞれの保険料に反映されます。

記名被保険者

氏名 保険契約者と同一です
住所

生年月日 [redacted]
免許証の色 ゴールド以外　区分 個人　※車両保険の被保険者は、車両所有者となります。

車両所有者

氏名 保険契約者と同一です

※所有権留保・リースカーの場合は買主・借主をいいます。

保険料のお支払内容

- 総額保険料 429,120円
- 各回払込保険料 156,860円 ★

★2年度目の年額保険料は 130,780円、3年度目の年額保険料は 141,480円となります。

- 払込方法/払込期日 保険料分割払特約(長期契約)・口座振替年払
  初年度:令和 2年 7月 所定の振替日
  2年度目以降:翌年以降始期応当月翌月の所定の振替日
  ・振替日は原則26日となります。ただし、一部の金融機関では27日となる場合があります。

補償の対象となるご契約の自動車の運転者

- 限定運転者 記名被保険者様およびその配偶者
- 運転者年齢条件 35歳以上補償

※35歳以上の記名被保険者またはその配偶者の方が運転中の事故のみ補償されます。それ以外の方が運転中の事故は補償されません。

ご契約の等級・割増引など

- 等級 11等級 事故有期間 1年 (25%割引)
- 適用料率(割増引) 運転者限定割引(本人・配偶者)　新車割引

ご連絡の際には右記の証券番号をお伝えください。 M065170289

代理店/仲立人

HondaCars江差
☎ 0139-52-0534
営業所名/コード
エサシテン 01
社員名/コード
ヒシタ ナオキ 021

○保険証券が必要な場合は、当社までご請求ください。別途保険証券を発行させていただきます。

損保ジャパン連絡先

事故時
事故サポートセンター
0120−256−110 (24時間365日受付)

事故以外
カスタマーセンター 0120−888−089
(平日9−20時・土日祝日9−17時 12月31日〜1月3日は休業)
公式ウェブサイト https://www.sompo-japan.co.jp/contact/
(インターネットから「損保ジャパン問い合わせ」で検索)
※ご契約内容・手続きに関するお問い合わせは左記までご連絡ください。

証券番号 M065170289

「○」→補償されます 「×」→補償されません 「(注)」などにより補償内容が限定されている場合がございますのでご注意ください。
(ご注意) 記載事項が事実と異なる場合は、この保険契約は効力を失うことがございます。万が一異なる点がございましたら、お手数ですが、当社までご連絡ください。

補償内容・ご契約金額［保険金額／自己負担額］

相手への賠償	対人賠償	○	自動車事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担した場合	無制限
相手への賠償	対物賠償	○	自動車事故により他人の財物に損害を与えるなどにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合	無制限 自己負担額 なし
相手への賠償	対物全損時修理差額費用	○	対物事故で相手の自動車の修理費が時価額を超え、被保険者がその差額分を負担した場合（所定の金額を限度に補償）	補償されます
ご自身・搭乗者などの補償	人身傷害	○	ご契約の自動車に搭乗中の自動車事故によって死傷した場合 ※入院生活サポート費用保険金 1名につき 日額15,000円限度に補償	1名につき 5,000万円
ご自身・搭乗者などの補償	人身傷害入通院定額給付金	○	人身傷害保険の支払対象となる事故で、被保険者が治療を要し、入通院日数が5日以上となった場合	1名につき 10万円
ご自身・搭乗者などの補償	人身傷害死亡・後遺障害定額給付金	×	人身傷害保険の支払対象となる事故で、被保険者が亡くなられた場合や後遺障害が生じた場合	補償されません
ご自身・搭乗者などの補償	人身傷害入院時諸費用	×	人身傷害保険の支払対象となる事故で、被保険者が入院された場合に、所定の期間内の入院時諸費用（家事・介護のヘルパー費用、保育施設預け入れ等費用、ペット預け入れ等費用、退院時諸費用）を補償	補償されません
ご自身・搭乗者などの補償	無保険車傷害	○	保険を契約していない自動車との事故などで、亡くなられた場合や後遺障害が生じた場合で、相手の方から十分な賠償が受けられない場合の補償（ご自身・ご家族は歩行中などの場合も補償）	無制限
ご自身・搭乗者などの補償	自損事故傷害	注	自損事故（電柱との衝突など）で、ご契約の自動車の保有者、運転者、搭乗者が死傷し、自賠責保険などで保険金が支払われない場合	（注） 人身傷害で補償されます
ご自身の自動車の補償	車両	○	補償タイプ 一般条件 補償内容 ご契約の自動車が盗難または衝突・接触・火災・爆発・台風・竜巻・洪水・落雷・いたずら・飛び石などの偶然な事故により損害が生じた場合 自己負担額 事故1回目 5万円 事故2回目以降 10万円 保険年度ごと ※2年度目以降協定保険価額※ 2年度目 160万円 3年度目 140万円	協定保険価額 175万円 新車価格相当額 230万円
ご自身の自動車の補償	ロードアシスタンス	○	ご契約の自動車が事故・故障またはトラブルで走行不能となったことにより発生するレッカー費用および応急処置費用などを補償	補償されます
ご自身の自動車の補償	代車費用	×	ロードアシスタンス特約の対象となる事故、故障またはトラブルによりレッカーけん引された場合、（法令上の走行不能時に自力で契約自動車を移動し修理工場に入庫した場合を含みます。）または偶然な事故などにより、修理等で自動車を使用できない際のレンタカー費用を補償	補償されません

●「1名につき」とは、お支払い対象者（被害者）それぞれに対する保険金額であることを意味します。●「1事故につき」とは、事故1回ごとそれぞれに対する保険金額であることを意味します。
●車両保険の自己負担額に「事故1回目」「事故2回目以降」の記載がある場合は、車両事故の回数を意味します。

特約一覧

運転者年齢条件特約 運転者限定特約 運転者範囲変更漏れサポート特約 被害者救済費用特約 対物全損時修理差額費用特約 無保険車傷害特約 車両新価特約 ロードアシスタンス特約 他車運転特約 安心更新サポート特約 継続うっかり特約

備考欄

ご契約のしおり（普通保険約款および特約）は添付されませんので、当社公式ウェブサイトのWeb約款でご確認ください。(https://www.sompo-japan.co.jp/)

変更手続き完了のお知らせ（兼　変更確認書）

依頼日　令和　4年　8月31日
保険種類　　個人用自動車保険　THE　クルマの保険

【ごあいさつ】
このたびご連絡いただきました、ご契約の変更に関する変更手続き完了のお知らせ（兼変更確認書）をお届けいたしますので、内容をお確かめのうえ保険証券（継続証）とともに大切に保管してください。
なお、ご不明な点がございましたら、カスタマーセンターまたは取扱代理店などにお問い合わせください。

今後とも皆さまのご愛顧におこたえできますよう、より一層の努力をしてまいりますので、よろしくお引き立てのほどお願い申し上げます。

変更内容	特約・割増引の加除
変更日	令和　4年　8月31日　から　令和　5年　6月30日　まで

変更後の内容

契約自動車	車名・仕様	ワイツト　HOME
	登録番号（車両番号）	函館　530　す　4271
	用途車種	自家用小型乗用車　排気量1.49L
	車台番号	GR3－1043879
	型式	GR3
	初度登録	令和　3年　2月
	車検満了日	令和　6年　2月16日

運転者限定特約の削除
限定運転者一削除
各種割増引一運転者限定割引（本人）の削除
【最新の協定保険価額】変更がない場合でも最新内容を表示しています。
1年度目：　255万円　　2年度目：　230万円
3年度目：　210万円

備考
営業所：エサシテン　　　コード：01
社員：ヒシタ　ナオキ　　コード：021

証券番号　M065170289　　明細番号
（整理番号　）

ご契約者	
住所	[redacted]
氏名	小野寺　眞　様

原保険期間　令和　2年　6月30日から　令和　5年　6月30日まで

	最新の保険金額	変更項目に※を表示
相手への賠償など 対人賠償	無制限	
対物賠償	自己負担額　なし　無制限	
ご自身などの補償 人身傷害	1名につき　5,000万円	
無保険車傷害	無制限	
自損事故傷害	人身傷害で補償されます	
ご自身の自動車 車両（一般条件）	自己負担額　事故1回目　5万円　2回目以降　10万円 協定保険価額　補償されます（注） 新車価格相当額　255万円	
代車費用	支払限度日額　5,000円　支払限度日数　30日	

（注）協定保険価額は「変更後の内容」欄に表示しています。

払込期日	一括払・口座振替払 令和　4年　9月　所定の振替日 ※令和　4年　9月に 6,040円を請求します。

合計追加保険料	6,040円
即時返還追加保険料	0円

カスタマーセンター
0120－888－089
平日9－20時・土日祝日9－17時
12月31日～1月3日は休業

上記のとおり変更いたしました。
変更完了日　令和　4年　8月31日
確認書作成地　東京都
確認書作成日　令和　4年　8月31日

東京都新宿区西新宿1丁目26番1号
損害保険ジャパン株式会社
取締役社長　白川儀一

SOMPO JAPAN

THE クルマの保険

自動車保険

保険契約継続証

証券番号 M080130770

保険契約者

[redacted]

小野寺 真 様

当社は、ご契約の保険の普通保険約款および特約、その他の記載事項に従い、保険契約を更新(継続)し、その証として保険契約継続証を発行します。

東京都新宿区西新宿1丁目26番1号
損害保険ジャパン株式会社
取締役社長 白川儀一

継続証作成地:東京都　　継続証作成日:令和 4年10月31日

ご契約の内容

・保険期間 令和 4年12月 1日 午後 4時から
令和 7年12月 1日 午後 4時まで 3年間
・契約者区分 ノンフリート
・保険種類 個人用自動車保険 THE クルマの保険
・契約日 令和 4年10月29日

ご契約の自動車

・車名・仕様 N−WGN G−Lパッケージ
・登録番号（車両番号） 函館 583 つ 5500
・車台番号 JH1−1304799
・型式 JH1
・初度登録 平成28年 8月 車検満了日 令和 5年 7月31日
・用途車種 自家用軽四輪乗用車 排気量0.65L
・使用目的 業務使用
料率クラス ※車両 1 ※対人 1 ※対物 1 ※傷害 1
※料率クラス欄に記載がある自動車は、「型式別料率クラス制度」の対象です。この場合、同一型式の自動車ごとの事故実績が、型式ごとに毎年決定される上記料率クラスとして、それぞれの保険料に反映されます。

記名被保険者

氏名 保険契約者と同一です
住所
生年月日 [redacted]
免許証の色 ゴールド以外 区分 個人 ※車両保険の被保険者は、車両所有者となります。

車両所有者

氏名 保険契約者と同一です
※所有権留保・リースカーの場合は買主・借主をいいます。

保険料のお支払内容

・総額保険料 148,830円
・各回払込保険料 50,620円 ★
★2年度目の年額保険料は 49,540円、
3年度目の年額保険料は 48,670円となります。
・払込方法/払込期日 保険料分割払特約（長期契約）・口座振替年払
初年度：令和 5年 1月 所定の振替日
2年度目以降：翌年以降始期応当月翌月の所定の振替日
・振替日は原則26日となります。ただし、一部の金融機関では27日となる場合があります。

補償の対象となるご契約の自動車の運転者

・限定運転者 記名被保険者様
・運転者年齢条件 35歳以上補償
満35歳以上の記名被保険者が運転中の事故のみ補償されます。
それ以外の方が運転中の事故は補償されません。

ご契約の等級・割増引など

・等級 17等級 事故有期間 0年（53%割引）
・適用料率（割増引） 運転者限定割引（本人）

ご連絡の際には右記の証券番号をお伝えください。 M080130770

代理店／仲立人

HC道南 江差店
☎ 0139-52-0534
営業所名／コード
エサシテン 01
社員名／コード
ヒシタナオキ 021

○保険証券が必要な場合は、当社までご請求ください。別途保険証券を発行させていただきます。

損保ジャパン連絡先

事故時
事故サポートセンター
0120−256−110（24時間365日受付）

事故時以外
カスタマーセンター 0120−888−089
（平日9−20時・土日祝日9−17時 12月31日〜1月3日は休業）
公式ウェブサイト https://www.sompo-japan.co.jp/contact/
（インターネットから「損保ジャパン問い合わせ」で検索）
※ご契約内容・手続きに関するお問い合わせは左記までご連絡ください。

[illegible]	M080130770

[illegible]
（ご注意）記載事項が事実と異なる場合は、この保険契約は効力を失うことがございます。万が一異なる点がございましたら、お手数ですが、当社までご連絡ください。

補償内容・ご契約金額［保険金額／自己負担額］

区分	補償	有無	内容	保険金額／自己負担額
相手への賠償	対人賠償	○	自動車事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担した場合	無制限
	対物賠償	○	自動車事故により他人の財物に損害を与えるなどにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合	無制限 自己負担額 なし
	対物全損時修理差額費用	○	対物事故で相手の自動車の修理費が時価額を超え、被保険者がその差額分を負担した場合（所定の金額を限度に補償）	補償されます
ご自身・搭乗者などの補償	人身傷害	○	ご契約の自動車に搭乗中の自動車事故によって死傷した場合 ※入院生活サポート費用保険金 1名につき 日額15，000円限度に補償	1名につき 3，000万円
	人身傷害入通院定額給付金	×	人身傷害保険の支払対象となる事故で、被保険者が治療を要し、入通院日数が5日以上となった場合	補償されません
	人身傷害死亡・後遺障害定額給付金	×	人身傷害保険の支払対象となる事故で、被保険者が亡くなられた場合や後遺障害が生じた場合	補償されません
	人身傷害入院時諸費用	×	人身傷害保険の支払対象となる事故で、被保険者が入院された場合に、所定の期間内の入院時諸費用（家事・介護のヘルパー費用、保育施設預け入れ等費用、ペット預け入れ等費用、退院時諸費用）を補償	補償されません
	無保険車傷害	○	保険を契約していない自動車との事故などで、亡くなられた場合や後遺障害が生じた場合で、相手の方から十分な賠償が受けられない場合の補償（ご自身・ご家族は歩行中などの場合も補償）	無制限
	自損事故傷害	（注）	自損事故（電柱との衝突など）で、ご契約の自動車の保有者、運転者、搭乗者が死傷し、自賠責保険などで保険金が支払われない場合	（注） 人身傷害で補償されます
ご自身の自動車の補償	車両	×	ご契約の自動車が盗難または衝突・接触・火災・爆発・台風・竜巻・洪水・落書・いたずら・飛び石などの偶然な事故により損害が生じた場合	補償されません
	ロードアシスタンス	○	ご契約の自動車が事故・故障またはトラブルで走行不能となったことにより発生するレッカー費用および応急処置費用などを補償	補償されます
	代車費用	○	ロードアシスタンス特約の対象となる事故、故障またはトラブルによりレッカーけん引された場合、（法令上の走行不能時に自力で契約自動車を移動し修理工場に入庫した場合を含みます。）または偶然な事故などにより、修理等で自動車を使用できない際のレンタカー費用を補償	支払限度日額 5，000円 （注）支払限度日数 事故30日 故障15日

●「1名につき」とは、お支払い対象者（被害者）それぞれに対する保険金額であることを意味します。●「1事故につき」とは、事故1回ごとそれぞれに対する保険金額であることを意味します。
●車両保険の自己負担額に「事故1回目」「事故2回目以降」の記載がある場合は、車両事故の回目を意味します。

特約一覧

運転者年齢条件特約　運転者限定特約　運転者範囲変更漏れサポート特約　被害者救済費用特約　対物全損時修理差額費用特約
人身傷害入通院定額給付金対象外特約　無保険車傷害特約　ロードアシスタンス特約　代車等諸費用特約　他車運転特約　安心更新サポート特約
継続うっかり特約

備考欄

ご契約のしおり（普通保険約款および特約）は添付されませんので、当社公式ウェブサイトのＷｅｂ約款でご確認ください。(https://www.sompo-japan.co.jp/)

（施行規則第51条の25関係）　参考様式第八号

旅客の名簿　（福祉用）

自家用有償旅客運送者の名称　特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい

番号	氏　名	住　所	入会年月日	運送を必要とする理由							備考
				イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	
1	[redacted]	上ノ国 [redacted]	2019.02.10				1				
2	[redacted]	江差町 [redacted]	2019.02.10		1						
3	[redacted]	江差町 [redacted]	2019.02.10				1				
4	[redacted]	江差町 [redacted]	2019.02.10						1		基本テックリスト(補足表)
5	[redacted]	江差町 [redacted]	2019.02.10						1		基本テックリスト(補足表)
6	[redacted]	江差町 [redacted]	2019.02.10				1				
7	[redacted]	江差町 [redacted]	2019.02.10						1		基本テックリスト(補足表)
8	[redacted]	江差町 [redacted]	2019.02.10				1				
9	[redacted]	八幡町 [redacted]	2019.02.10				1				
10	[redacted]	江差町 [redacted]	2019.02.10				1				
11	[redacted]	江差町 [redacted]	2020.12.10	1							
12	[redacted]	江差町 [redacted]	2019.02.10					1			
13	[redacted]	江差町 [redacted]	2019.02.10	1							
14	[redacted]	江差町 [redacted]	2019.02.10				1				
15	[redacted]	江差町 [redacted]	2019.02.10				1				
16	[redacted]	江差町 [redacted]	2020.05.10	1							
17	[redacted]	江差町 [redacted]	2019.05.11					1			
18	[redacted]	江差町 [redacted]	2019.12.01					1			
19	[redacted]	江差町 [redacted]	2020.05.10						1		基本テックリスト(補足表)
20	[redacted]	江差町 [redacted]	2020.05.10	1							
21	[redacted]	江差町 [redacted]	2020.06.15							1	
22	[redacted]	江差町 [redacted]	2020.06.15						1		基本テックリスト(補足表)
23	[redacted]	江差町 [redacted]	2019.12.01					1			
24	[redacted]	江差町 [redacted]	2020.09.20				1				
25	[redacted]	上ノ国町 [redacted]	2020.09.20	1							
26	[redacted]	江差町 [redacted]	2020.09.20				1				
27	[redacted]	江差町 [redacted]	2020.10.01				1				
28	[redacted]	江差町 [redacted]	2020.10.01				1				
29	[redacted]	江差町 [redacted]	2019.02.10	1							
30	[redacted]	江差町 [redacted]	2022.10.10						1		基本テックリスト(補足表)
31	[redacted]	江差町 [redacted]	2022.10.10				1				
32	[redacted]	江差町 [redacted]	2022.10.10	1							
33	[redacted]	江差町 [redacted]	2022.10.10	1							
34	[redacted]	江差町 [redacted]	2019.02.10					1			
35	[redacted]	江差町 [redacted]	2019.02.10					1			
36	[redacted]	江差町 [redacted]	2019.02.10					1			
37	[redacted]	江差町 [redacted]	2019.02.10					1			
38	[redacted]	江差町 [redacted]	2019.02.10	1							
39	[redacted]	江差町 [redacted]	2019.02.10	1							
40	[redacted]	江差町 [redacted]	2022.10.10					1			
41	[redacted]	江差町 [redacted]	2019.02.10					1			
42	[redacted]	江差町 [redacted]	2022.10.10				1				
43	[redacted]	江差町 [redacted]	2022.10.10					1			
44	[redacted]	江差町 [redacted]	2020.11.15	1							
45	[redacted]	江差町 [redacted]	2019.02.10	1							
46	[redacted]	江差町 [redacted]	2022.10.10				1				
47	[redacted]	江差町 [redacted]	2019.02.10				1				
48	[redacted]	江差町 [redacted]	2022.10.10				1				
49	[redacted]	江差町 [redacted]	2022.10.10				1				

（施行規則第５１条の２９関係）　参考様式第八号

身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称　特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい

身体障害者		人数
	6級	1
	5級	0
	4級	4
	3級	3
	2級	0
	1級	4
合計		12
精神障害者		人数
	3級	0
	2級	1
	1級	0
合計		1
知的障害者		人数
	軽度	0
	中度	0
	重度	0
合計		0

要介護認定者		人数
	要介護1	10
	要介護2	8
	要介護3	0
	要介護4	0
	要介護5	0
合計		18
要支援認定者		人数
	要支援1	7
	要支援2	4
合計		11
基本チェックリスト該当者		人数
		6
合計		6
その他の障害を有する者		人数
	肢体不自由	0
	内部障害	1
	知的障害（認定者を除く）	0
	精神障害（認定者を除く）	0
	その他	0
合計		1

総合計	49

函運輸第475号

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1．登録番号
北函福第24号

2．登録の有効期間
令和3年3月14日　から 令和5年3月13日　まで

3．名称及び住所
特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい
檜山郡江差町字陣屋町21番地

4．自家用有償旅客運送の種別
福祉有償運送

5．運送の区域
檜山郡江差町

令和3年3月12日
北海道運輸局函館運輸支局長　　河尻　英治

国土交通省